

古文の敬語法を扱う際の留意点

—高校生の質問をヒントにして—

伊藤 雅子

I はじめに

高校の古文の学習において、敬語法は重要な位置を占める。自力で古文を読みたいと思う高校生のために、授業ではどのように扱えばよいだろうか。筆者は、敬語法の授業を行うたびに、生徒からさまざまな疑問や質問を出させ、現代の高校生にとってむずかしいことは何なのか、どんな考え方が受け入れにくいのか、そして、何を理解させれば、敬語法を味方にながら自力でかつ豊かに古文を読めるようになるのか、を考えてきた。本稿においては、彼らから出された「疑問・質問」と筆者からの「答え」を具体的に紹介しながら、高校における敬語法の扱い方について、とくに留意すべきことは何か、生徒の理解を深めるために重要なポイントは何かを考え、まとめていきたい。

なお、授業対象者は、筑波大学附属高校の二年生。担当クラス数は年度によって異なるが、1～3クラスである。敬語法についてのひととおりの説明・練習を終えた後に、疑問・質問を全員に書かせ、個人別に解答した後、それらを総合的にまとめたものをその年度の『敬語質問集』として全員に配布している。本稿では、2002年度～2011年度にまとめた『敬語質問集』の中から、質問(A)～(K)とそれに対する答えを抜粋して載せた。

II 授業の進め方

次の順序で進める。

- 1 現代の敬語法と比較・相違点の指摘。現代にはなくて古文には存在する表現を確認させる。
- 2 古文の敬語の種類（四種類*注1）の説明。とくに、誰から誰への敬意を表すかに注目させる。
- 3 古文の主な敬語を、動詞・補助動詞・助動詞に分けて敬語の種類別にした敬語表を提示。
- 4 短文でレッスン。敬語の種類と敬意の方向を答えさせる。現代語訳の練習。
- 5 《二方面の敬意》の説明。具体例を短文でレッスン。
- 6 注意すべき敬語法（最高敬語、絶対敬語、自敬表現、謙譲語にも尊敬語にもなる動詞「まゐる」「たてまつる」、二種類の補助動詞「たまふ」）の説明。
- 7 1から6までの具体例を、短文・短い話でレッスン。

- 8 敬語法を用いて文章を読むレッスン（『枕草子』を主な教材とする）。
- 9 敬語法についての疑問・質問の提出。それに対する解答の返却・『敬語質問集』の配布。
- 10 敬語法を意識しながら、多くの文章を読む。

（授業時間数は、1～7までで5、6時間。）

以上の内容について、自主教材を用いて授業を行う。なお、ここで言う「敬語法」とは、平安時代中期に主に用いられた待遇表現を指す。中世から近世にかけて変化していったもの・生じたものについては、たまたま出てきた場合に説明する程度で、とくには触れない。

生徒からの疑問・質問は多岐にわたり、そのすべてに触れることはできないが、本稿では、（1）現代の敬語法との相違点、（2）古典常識と敬語法、（3）身分と敬語法、の三点に絞って紹介していきたい。

Ⅲ『敬語質問集』と考察 ——（1）現代の敬語法との相違点

生徒が感覚的に理解しにくいのは、とくに《二方面への敬意》と《敬意のレベル差》である。現代語訳する際にも、もちろん頭を悩ませることになる。

質問（A） 二方面の敬語の現代語訳はすべて「～し申し上げなさる」なのか。この訳し方は、どうもしっくりきません。

【答え】 すべて、それで訳すことは可能ですが、もっとましな言い方で訳すこともできます。たとえば、「参りたまふ」を〈行き申しあげなさる〉と訳すよりも、〈参上なさる〉とする、あるいは「奉らせたまふ」は〈お与え申しあげなさる〉とするよりも〈差し上げなさる〉と訳す、とかね。しかしいずれにしても、現代では使っていない言い方ですから、「しっくりこない」あなたの感覚は、正しいのです。

質問（B） 敬語の種類などがわかって、現代語にして伝えられないときもある。

【答え】 二つの場合があると思います。一つ目。現代語における敬語をうまく使いこなせない場合。たとえば、「待ちたまふ」を訳すとき、〈お待ちになる〉なのか〈お待ちする〉なのか、迷ったりする。これは、現代の敬語についてのセンスを磨いていくしかないですね。二つ目。そもそも、現代語の敬語にはない言い方である場合。質問（A）に出てきた《二方面への敬意》は、その一つでしょう。レベル差のある尊敬表現もまた然り。「（馬に）乗らる」「（馬に）乗りたまふ」「（馬に）乗らせたまふ」「（馬に）たてまつる」などが出てきた場合、なんとかこの四つを区別して訳したい—と思っても、なかなかむずかしい…。

質問（C） 敬語を勉強して、今と昔の考え方の違いがいちばんよく表れているのは「敬意のレベル差」の有無だと思った。なぜ今は、敬意のレベル差がないかを考えたい。

【答え】 そうですよ。 「敬語法」というものは、「その時代の社会体制」との関わりが根

本にあると思います。敬語のレベル差の存在は、その時代に《明らかな身分差》があってこそ存在するものでしょう。《高い身分の人》と《超高い身分の人》と《低い身分の人》というのがはっきりしていて、その違いを世の中の人々がみんな認識している。だからこそ、明確な敬語があり、そのレベル差がある。平安中期というのは、まさにそういう時代でありました。ところがそれから武士が台頭し、だんだんにいままでの身分社会がくずれてくる。それに伴うように、鎌倉時代あたりからの説話などでは敬語の使い方に変化が生じます。主語が中宮であっても「る」「らる」なんて軽い敬語しかつけなかったりね。そして現在は——言うまでもないでしょう。みんなが認めるような「最高敬語をつけるべき人」が見当たらないのです。ただし、一部の週刊誌の表現を除きます。皇室関係に限って、「～あそばす」を使っているものもありますから。もっとも「崩御」という絶対敬語が、近年にも広く使われたことがありました。これは、皇室の人間が特別な存在だったことの名残と言えます。

《二方面の敬意》の言い方が受け入れにくいのは、いわゆる「謙譲語」の用法が、現代ともっとも異なる点の一つだからだろう。古文における「謙譲語」は対象尊敬語としての用法が主であり、誰が主語であってもその動作に付け得る。「普段、自分（あるいは家族や同じ会社の人間）を低めることにしか用いない謙譲語を、他人に対して使うのはなんとも理解し難い」と生徒に言わしめるわけだ。

動作主の意志とは関係なく、対象への敬意を表す「謙譲語」があることから、現代語にはない《二方面の敬意》を表す言い方が重宝され、さかんに用いられることになる。生徒は、この表現に最初とまどうが、それは当然だ。そもそも現代語にない言い方なのだから、「現代語訳」という言葉自体、本来は成立しない。ほんとうに大切なのは、訳ではなく、誰を敬う気持ちが表現されているか、であるという点を、読解の際に強調したい。

また《敬意のレベル差》は、現代語訳の限界を教えてくれる。古文の表現においていくらか敬意に差がつけられていても、我々現代人は、その作者の思いをうまく表現することができない。訳よりも、原文を読んだ方がよくわかるんだ、と生徒に思わせることができる。

Ⅲ『敬語質問集』と考察 ——（２）古典常識と敬語法

敬語法は文法ではない、半分以上は古典常識だ、と筆者はいつも授業で話している。

質問（D）なぜ「きこしめす」は「聞く」「食ふ」両方の尊敬語なのか。

【答え】「聞く」という動詞に、かつてあった「す」「めす」といった尊敬の語がくっついて「聞こしめす」ができ、〈お聞きになる〉の意味がまずは成立。それが「食ふ」の尊敬語にもなった過程は、仕える人が高貴な人に《お食事を召し上がるように進言する》ことをし、高貴な人が《その言葉をお聞きになる》ことをし、受け入れて〈召し上がる〉ことを

する。というように考えているのですが…。

これに限らず、《従者や女房が高貴な人のお世話をする》ことが関係して成立した敬語は実に多いです。現代の生活からは生まれにくいタイプの言葉だと思います。こういう生活自体、私たちはしていませんから。

質問（E） 動詞の「まゐる」の尊敬用法は、〈めしあがる〉だけですか？

【答え】いいえ。でも、尊敬の用例としては、〈めしあがる〉という意味が断然多いのです。貴族たちは、「食べる」という《上品でない》行為を露骨に表現したくなかったようです。「食ひたまふ」「食はせたまふ」の用例ってないでしょ。だから、それに代わる言葉が常に必要だったのでしょう。「まゐる」「きこしめす」などがそう。それで、「まゐる」の尊敬用法の代表が〈召し上がる〉となります。ほかの尊敬用法もあります（例『枕草子』にある「御手水などまゐりて、御鏡を持たせ給ひて御覧ずれば」＝御洗面などなさって）が、用例が少ないのであまり取りあげられません。

質問（F） 助動詞「す」「さす」が使われているとき、最高敬語に使う尊敬の意味なのか、使役の意味なのか、区別がむずかしい時がある。

【答え】助動詞「す」「さす」だけで使われ、他の敬語を伴わない場合は常に、「使役」。他の敬語とともに使われている場合は、「使役」「尊敬」両方の可能性有り。「～せたまふ」と出てきたら、まずは最高敬語で解釈してみて、おかしければ使役で解釈しなさい。

ただし、「使役」なのか「尊敬」なのかわからない場合も出てきます。たとえば、「（天皇が、女御との間に）几帳を置かせたまふ。」という文があったとき、この「せ」を「尊敬」として、〈お置きになる〉と訳すこともできる。また「使役」として〈女房に置かせなさる〉と考えることも可能です。意志としては天皇が置いたのだけれど、実際に「置く」という動作を行ったのは女房だものね。高貴な人は、自らの意志で何かを行おうとするとき、常に人を使役してそれを実行するのだから、このような例も当然あるのです。

質問（G） 「きこゆ」も「きこえさす」も〈申し上げる〉と訳すけれど、どう違いますか。

【答え】「きこえさす」は「きこゆ」という動詞に助動詞「さす」が付いてできた言葉です。訳すと同じだけれど、比べると「きこえさす」の方が謙譲の度合いは強い。もともと使役の助動詞である「さす」をつけることによって、人を間に介して申し上げる、という相手からより遠ざかる言い方にするすることで、敬意を高めているのです。たてまつる」と「たてまつらす」も同様の関係です。このように、助動詞「す」「さす」は尊敬の動詞ばかりでなく謙譲の動詞にも付いて敬意を強める働きをします。

上に挙げた以外にも、その時代の生活を反映している敬語は実に多い。動詞の「参る」

などはその典型であろう。「参上する」を基本とするこの語は、貴人のもとに「参上し」て、いいつけられた御用を「～してさしあげる」動作をも表現する。その結果、「御格子まゐる」「御髪まゐる」「御先まゐる」など多くの慣用句が作られる。また、常に「奉仕する人」と「奉仕される人」が向かいあっている日常生活を思い浮かべると、そこで主語が逆転した尊敬用法が生まれてくるのもわかる。動詞の「まゐる」「たてまつる」や助動詞「さす」などは、ただ意味を記憶させるのではなく、なぜこのような敬語表現となるのかを理解させたい。

高校生には、古文の文章を読むときにはその場面を思い浮かべよ、と常々言っている。貴族たちの生活について学び、その常識の中で言葉をとらえると、納得できることがしばしばある。

Ⅲ『敬語質問集』と考察 —— (3) 身分と敬語法

敬語法の授業のはじめに、現代の敬語法との相違点を考えるが、それらを生み出している最大の原因は「身分（意識）の有無」の違いであろう。これもむろん古典常識の一つであるが、きわめて大きな問題であるため項目を別に立てた。

高校生には、便覧などを用いて、平安時代のおおまかな身分制度については解説している。しかしそれでも、身分制度とからめて敬語法を考えることはなかなかむずかしいようだ。たとえば以下のような疑問が彼らを悩ませる。

質問（H） 登場人物の関係や、身分の上下を理解するのがたいへん。当時の身分階級がすべて頭に入っているわけではないので、敬語を使うべき人とそうでない人の区別がつかない。

【答え】身分については、細かいことを言うときりがありませんが、帝・中宮をはじめとした「皇室関係」にはまず例外なく尊敬語がつかます。また「臣下（＝ただ人）」では「上達部」「殿上人」あたりまでは尊敬語のつくことが多いとは言えましょう。ただ、敬語の付け方は作品によって異なりますから、その時々で判断することになります。レッスンしていきましょう。

質問（I） なぜ藤原伊周は、妹の定子に尊敬語を使うのか。

【答え】定子は伊周の妹ですが、その血縁関係よりも、「中宮」という皇室の人間であることが優先されます。その高貴な身分に対して、伊周は最高敬語を使うのです。そもそも身分の高い人たちは、家族間でも敬語を使うのが一般的ですけど、この場面（新編日本古典文学全集『枕草子』二九三段など）での敬語は、「中宮さま」の身分を重んじての敬語ですね。父であっても兄であっても、臣下は皇室より下の身分です。

質問（J） 敬語は、いつも身分の下の人が身分の上の人を敬って使うのでしょうか。逆の場合もありますか。

【答え】 あります。例えば《右大臣》は《大納言》よりも身分が上ですが、その会話中でお互いに敬語を使います。また天皇は、臣下に対しては敬語をほとんど使いませんが、皇室の人間である中宮に対してだけでなく、ほかのパートナーたち一女御（にようご）・更衣（こうい）などに対しても、敬語を用いることがしばしばあります。

ただし、主従関係においては、主人が従者に対して、中宮が女房に対して敬語を使うことはありません。「枕草子」でも、中宮定子は清少納言に対して「墨すれ。」「これ見よ。」などと言います。一見乱暴な言い方みたいですが、そうではなくて、相手に敬語を一切使わず命ずると、こんな言い方になっちゃうのです。

このように、そもそも現代では存在しない「身分制度」が、感覚的に理解しにくいのだ。とくに「皇室」と「臣下」の絶対的な差、年齢や教養とは関わらない敬意の表現というものが、受け入れにくいらしい。

ところで、皇室関係の中でも古文の世界における帝という存在は絶対である。いろいろな文章を読んでいくに従って、生徒は帝の存在の特殊性に、言葉の点からも気づいていく。

質問（K） 最高敬語・絶対敬語・自敬表現などが用いられる「帝」というのはやはり特殊な存在だと思うのですが、帝が自分以外の人に対して敬語を使うのは、どんな場合なのでしょう。

【答え】 その通り。帝というのは、ものすごく特別な存在です。しかしそんな帝も、会話の中で相手に敬意を示す表現を用いることは、あります。ただその対象は、

- ・中宮・皇后をはじめとして、女御・更衣・尚侍など、帝と（今の感覚で言えば）夫婦関係にある人。
- ・その他の皇族（たとえば上皇、親王など）

である場合が多いのです。臣下に対しては、あまり用いません。

二年生の後半で扱うことの多い『大鏡』の「道長伝」に、肝試しの場面がある。これは内容的にもおもしろいが、帝という身分の特殊性を言葉の上からとらえていくのにも絶好の教材である。今は簡単に述べるにとどめるが、帝に関する表現には次のような特徴がみられることを、授業の中で生徒とともに確認した。

帝の言葉遣いや内容についての特徴

- ① 相手（臣下）に対して、一切敬語を用いていない。
- ② 身分の高い人物である三兄弟の実名を呼び捨てにしている。

(③ 短く命令口調のものが多い。)

語り手 → 帝 への敬語表現の特徴

- ① 全体を通して、最高敬語（二重敬語）を用いている。
- ② 「奏す」（＝帝に申し上げる） という絶対敬語を用いている。
- ③ 帝のせりふの「 」の外には、「仰せらる」などの表現があり、動作の対象への敬語がない。それに対し、臣下から帝への「 」の外は、二方面への敬語となっており、謙譲語によって対象である帝への敬意が示され、尊敬によって動作主への敬意が示されている。

相手に対する敬語の比較

◇語り手 → 三人 への敬語表現

- ・ほとんどは、普通のレベルの敬語。たまには、最高敬語も使われる。とくに、道長が成功して帰ってきたときには「～せ給ふ、～させ給ふ」が、例外的に3カ所出てくる。

(伊藤注:実は他の話では、語り手は原則としてこの三兄弟に最高敬語を使っている。

ここでは、登場人物の一人である帝との差別化をするため普通のレベルの敬語を原則としたか。)

◇登場人物同士の会話

- ・帝 → 三兄弟（道隆・道兼・道長） 敬語なし
- ・三兄弟 → 帝 敬語あり

★これらから言えること＝帝はきわめて特別な存在である。

以上のことを「言葉」の点からとらえておくと、道長の「あさましき行為」一帝の権威を象徴する高御座の南面、すなわち正面の柱を削ってくるという一の意味が、より深く理解できるはずである。

IV まとめ

今まで述べてきたことは、生徒から出された質問・疑問のほんの一部であるが、このような質問を出すに至るまでには、当然ながら、古文の敬語法のあらましを学ぶ、敬語表をくり返し見て主な敬語を覚えるといった地道な学習が必要である（Ⅱ「授業の進め方」参照）。しかし、それだけだと、「敬語という文法」の知識を身に付けるだけで終わってしまうのではないかと。生徒が出してくる質問は、古文の敬語法を扱う際に我々教員がどのようなことに留意すべきかを教えてくれる。これまで述べてきたように、現代の敬語法との相違点に気づかせ、古典常識（生活や価値観）との関連に注意させ、現代にはない身分制度と言葉がどう関わるかを意識させる。そしてもちろん、この三点は互いに関連しあう、ということに気づかせていくことが、もっとも大切なことの一つではないだろうか。

さらに、最終目標とするのは、生徒が敬語表現を自分のスキルの一つとして用いながら、古文をより深くより豊かに、自力で読んでいけるようになることである。敬語法を学んだことは、古文を読む際のさまざまな視点を生徒に与えたはずだ。主語や対象がわかりやすくなっただけでなく、その場面全体の登場人物の関係が見え、人の心理や語り手の評価が読み取れ、隠された表現上の工夫を見つけたりもできる。高校三年生で学ぶ『源氏物語』においてもその力を活かして読んでくれたらいい、といつも念じている。なお、敬語法を学ぶ際に適した文章としてどのようなものがあり、どのように教材化し得るかという点に関しては、今回は紙幅の都合で触れることができなかつた。また別の機会に書いてみたい。

この文章を書くきっかけとなった『敬語質問集』は、毎年の収穫物である。これを作るのに協力してくれた二年生の生徒たちに、感謝したい。

* 注1 筆者は、古文の敬語は四種類として教える。尊敬語（動作主尊敬）・謙譲語1（対象尊敬）・謙譲語2（へりくだる語）・丁寧語（聞き手尊敬）の四つである。はじめから四種類で説明すると混乱するので、まずは謙譲語2をのぞく三種類で教え、慣れたところで、下二段の補助動詞「たまふ」を扱う際に謙譲語2の存在を指摘する。そしてこの「謙譲語2」は、主語は常に自分（あるいは自分側の者）で、その動作を低めてへりくだり、聞き手に敬意を表す——まさに、現代の「謙譲語」と同質のものである、ということを確認する。

参考資料に挙げた、『古文研究法』『平安時代敬語法の研究』等を参照されたい。

V 参考資料

- 小西甚一 『古文研究法』（洛陽社） 昭和50年4月30日発行
杉崎一雄 『平安時代敬語法の研究』（有精堂） 昭和63年1月7日発行
中田祝夫 『考究古典文法』（新塔社） 昭和49年9月10日発行
森野宗明 『王朝貴族社会の女性と言語』（有精堂） 昭和50年11月1日発行

授業「東日本大震災と法」

熊 田 亘

本稿は、今年度の研究大会で公開した授業「東日本大震災と法」の報告である。

I 授業の構想

今年度の「政経」の授業で東日本大震災をとりあげなければとは、新学期が始まった時からずっと考えてきた。

とは言え、どのように授業で扱うか、夏休みを過ぎても、どうにも焦点を絞れない。被災規模が大きすぎ、しかも地震・津波と原発事故という質の異なる災害が複合しており、(天災・人災という区分が適切かはともかく)この震災をどう性格づけるかが難しい。事態は現在も進行中であり、不安定な政治状況もあって復興の方向性もクリアでない。

思い惑っているところに、いくつもの法律雑誌に東日本大震災の特集や連載が載るようになってきた。

これらの特集や連載では、国民の生命・安全・財産と国家の基本権保護義務論、緊急事態と憲法、国・地方自治体の連携といった総論的な課題から、廃棄物(がれき)の処理、建築制限や集団移転、解雇などの労働問題、住宅ローン、損害賠償等々の各論的な課題に至るまで幅広く論じられており、これらを眺めると、法律家・法学者が東日本大震災にいかに向き合っているかが窺える。

法については、憲法だけでなく、法学入門的なものから、民法、刑法なども夏休み前の授業で少しずつ扱っている。そこで、それらの授業と関連づけながら、「東日本大震災に対して、法や法律家は何ができるのか」を考える授業を構想してみた。

上記のような様々な課題と取り組みの中から、教育内容・教材として何を取り上げるかにも思い迷ったが、結局、

- 1 行方不明者
- 2 相続
- 3 被災地の建築制限

の3つに絞り、1～3に関わって東日本大震災後に生じた課題に、法や法律家がいかに対処しているか(しようとしているか)を示すことにした。

1・2を取り上げたのは、被災者・被災地をめぐる法律的な課題の多くは民事的なものであり、また生徒にとっても民事的な内容の方がなじみやすいだろうと考えてのことである。他方、公法的内容も視野に入れておきたかった。そこで、震災をめぐる課題と憲法との関わりを、建築制限と財産権の調整という教材で取り上げようとしたのが3である(実

際の授業では、1と、2の一部しか扱えなかった)。

ところで、本校では「政経」の授業は12月第2週で終わる。したがって研究授業は「政経」のほとんど最後の時期に行うことになる。

「法や法律家は、東日本大震災の被災者・被災地に対して何ができるか(どう貢献できるか)」の一端を授業で示すことで、今後、大学に進学し、法学その他さまざまな学問に触れることになる生徒へのはなむけになればということも、授業を構想する中で考えたことのひとつであった。

II 授業記録^{*1}

1 導入

授業開始前からスライド1が映し出されている。

スライド1

筑波大学附属高等学校 第61回教育研究大会
公開授業「政治・経済」 2011(平成23)年12月3日
東日本大震災と法
授業クラス：3年1組 授業者：熊田亘

熊田『今日はこのテーマで授業をやります。用意してきた内容は大きく3つありますが、たぶん3つは話せません。1つか1つ半かで終わってしまうかもしれませんが、聞いてください』

スライド2(途中)

3547

『これ何の数字か分かりますか？ 3547』

『分からないか。こうすると、どう？(と、3547の後に「人」をつける)』

『震災に関する数字ですよ』

「行方不明の人？」

『その通りですね(と、スライド2を完成させる)』

スライド2

3547人 行方不明者数(12月1日現在・警察庁)

*1 この授業記録は撮影したビデオの映像・音声に基づいているが、プリントを音読している部分など省略した箇所がある。また、表現や言葉遣いも一部、修正してある。

熊田の発言は『 』で、生徒の発言は「 」で示している。また、パワーポイントのスライドおよびプリントの内容は□で囲った。

『3547 ってすさまじいですよね。この学校の生徒が全部で 720 人ですから、その 5 倍の人が、まだ亡くなったかどうかすら分かっていない。

死者は 15840 人ですから、合計して 2 万人弱が犠牲になった震災であるということです』

『一つ目に、行方不明者に関わる話をしたいと思います』

レジュメプリント 1*¹ を配布する。

『11 月の初めぐらいから、新聞に例えばこういう記事がありました』

スライド 3

被災車両に遺体 8 ヶ月 確認ミス重なり仮置き場に放置 釜石

2011 年 11 月 8 日付『朝日新聞』

スライド 4

冬の到来を前に最後の集中捜索 岩手

2011 年 11 月 9 日付『朝日新聞』

スライド 3・4 の記事の見出しを読み、簡単に解説する。

『こういう捜索活動を自衛官の人たちがやっているのをテレビなどで見た人もいるでしょう。

捜索活動の中心は警察官ですが、彼らはもちろんボランティアでやっているわけではありません。彼らの活動の根拠となる法があるわけです』

レジュメプリント 1 の「行方不明者発見活動に関する規則」の内容を説明する。

『こういう活動ひとつとっても、法がその下支えになっていることに触れておきたいと思います』

スライド 5 を示しながら、

『この「行方不明者発見活動に関する規則」は、警察の元締めである国家公安委員会の規則なんですけど、その元には「警察法施行令」という内閣が定めたルールがまずあって、それに基づいてこの規則が作られているんです。さらにそれをさかのぼると警察法という国会がつくった法律があります』

スライド 5

行方不明者発見活動に関する規則（国家公安委員会規則）



警察法施行令（政令）



警察法（法律）

*1 レジュメプリント、資料プリント、パワーポイントのスライドは、授業で使えなかったものも含め、巻末に載せた。

『国会がまず警察法をつくり警察の仕事を決めて、(それを受けて)内閣が警察法施行令を決め、(さらにそれを受けて)国家公安委員会が行方不明に関する規則を決めと、そういう形になっているわけです』

2 行方不明者について

『それでは、プリントの【問1】に行きたいと思います』

【問1】 家族が行方不明の場合、どのような問題・困難が生じるだろうか。

『家族が震災で亡くなったり、行方不明になると、もちろん様々に大変なことが起こるのですが、特に行方不明の状態だとどうすることが困るかを考えて、こういうことができなくなるとか、こういう問題が生じそうだとか、空欄に箇条書きしてみてください』

3分ほど時間をとり机間巡視をする。

『じゃあ聞いてみましょう』

「残された人の精神的な問題というか、まだどこかで生きているかもしれないという思いもあるだろうし、どうしていいか分からなくなって生活に支障が出てくるとか…」

『そうですね。心理的に宙ぶらりんの状態。それは大きいことだろうと思います。そういうことも考えていかなければならないですね』

「遺産相続というか、誰か他の人も亡くなっていて、行方不明の人をいないものとして扱うのか、いるものとして扱うのか。お金の問題がからんでくる」

『誰かが亡くなると、その人の財産とか権利を受け継いでいくということがあるんだけど、亡くなっているかどうか分からないと、そのことがはっきりさせられない』

「ほとんど亡くなっていると思っても、お葬式が出せない」

『社会的な儀式も中途半端になってしまう』

「会社が雇っていた人が行方不明の場合、その人が死亡したからと辞めさせられるのかとか、会社に来ないからと辞めさせられるのかとか…」

『働いている人が行方不明になった時、会社が困るということがありますね。逆に、会社の雇い主が行方不明の場合に勤めている人はどうすればいいのかという問題もある。それ以外にも、家を借りてる、貸してるとか、つまり様々な契約をしていた人が行方不明になると、それをどう扱えばいいのかが問題になる。

あと、ぐるっと回って見た時に鋭いなと思ったのに「保険金の受け取りはどうなるのか」というのがありました。それから、これは出ていなかったけれど、再婚できるのかとか、様々な切実な問題が出てきてしまいます』

『じゃ、そもそも人が亡くなる時の法律的なあり方はどうなっているのかから見ましょう』

資料プリント1(死亡届の雛型)、資料プリント2(「平成23年5月11日(水曜日)衆議院法務委員会会議録(抜粋)」)、資料プリント3(届出人の申述書の雛型)を配布する。

『人間の生死に関わるルールは、日本ではひとつは戸籍法という法律で定められています。

あ、その前に、さっき言ってもらった問題のなかで、例えば家族が（心理的に）不安定な状態に置かれるというような問題は、法律でどうこうするのは難しい。被災地にもカウンセラーがずいぶん入ってカウンセリングをしたりしていますが、例えばそういう形で対応していたりします。お葬式があげられないという問題も法律としては扱いはないので、問題として重要ではあるのですが、今回の授業ではちょっと外しておきます』

レジュメプリント1にある戸籍法第86条を読み、人が死亡した時には、通常は死亡届の提出が必要であること、その死亡届には診断書・検案書の添付が必要なことを確認する。『じゃ、今度は、死亡届の雛型を見てください。人が亡くなると、家族の人などがこの死亡届を役所に出すこととなります。市町村単位ですから文京区とか国分寺市とか。

左側には亡くなった人（や届出人）のことを書くんです。

右側に、死亡診断書（死体検案書）というのがあります。これをずーっと見ていくと、一番下のところに「上記の通り診断（検案）する」って書いてあって「氏名」の次に「医師」と書いてあるじゃないですか。つまり、日本では基本的には、お医者さんが、「この人は確かには亡くなりました」ということを確認して、その証明をもらって初めて死亡届を出せるということになっているわけですね。

でも、大震災の時には診断書なんか書けないことだってありますよね。行方不明なんだから。それで困ったなということになる。じゃ、どうすればいいか。戸籍法をもう一度見てください』

戸籍法第89条の認定死亡について説明する。

『行方不明の状態は困るので何とかしたい。でも死亡届を普通に出すのは難しい。それではこの認定死亡という方法はどうか、ということ国会で聞いた人がいます。それが資料プリント2に載っていますので、そちらを見てください』

衆議院法務委員会会議録の関連箇所を読みながら、

『つまり、行方不明という宙ぶらりんの状態を、認定死亡という形で、警察の方で死亡を認める形で、次の段階に進めさせられないかということ（階衆議院議員が）言ったということですね。

それに対して、樋口政府参考人という人が答えているわけです。この人は警察庁の生活安全局長かな、そういうことに関わるセクションの責任者です。

認定死亡っていうのは、人が亡くなったということを警察が決めちゃうということですから、これは警察としても確信がないとできないわけでしょう。しかもものすごくたくさんの方が行方不明でいる。それは我々の手には負えません、少なくとも警察庁としてはしたくないと言っている。

と言うことで、この（戸籍法）89条は使えない』

『こういうふうに、法律的な問題が起きた時に、まず何をするかというと、関係のありそうな法律を色々調べるわけです。使える条文はないかなど。それで、見ていくと民法に失踪宣告という条文がある』

民法第 30 条を読み、内容を説明する。

『これが（認定死亡に次ぐ）2 つ目の例外と言ってもいいですね。裁判所が失踪宣告というものをする。

失踪宣告に 2 通りあって、例えばある日突然、家族が家出をしてしまって、音信不通になってしまった。待てど暮らせど連絡がなくて、そのうちにその人の生き死にをはっきりさせないと困るって問題が生じた時に、この普通失踪という申し立てを裁判所にするわけです。そうすると、7 年間行方不明であれば死亡とみなすということです。

それから、戦争、あるいは船が沈んだとか危難があって行方不明になった時には、特別失踪というものもある。

これ（失踪宣告）は、たぶん今回の震災被災者の行方不明の方たちにも適用が可能だろうと思います。もちろん特別失踪の扱いになりますよね。

ただこの場合の問題は 1 年ということなんです。3 月 11 日に一家で震災にあって、しかも家族で行方不明の人がいる。そういう場合に 1 年間待てるかということなんですよね。

人が亡くなるということを法律的に決めるということはすごく大きなことですから、1 年ぐらい待たなくちゃという人もいるとは思いますが、来年の 3 月 11 日まで待てない場合もある。これが普通の時の行方不明の場合であれば話は違うかもしれないけれど』

スライド 6 でこれまでの流れを確認する。

スライド 6

通常 : 死亡届の提出

例外 1 : 認定死亡

例外 2 : 普通失踪・特別失踪

『今回について言うと、これ（認定死亡）は使えない、これ（普通失踪・特別失踪）も待ちきれないとなる。待ちきれないって言葉良くないけどね。死亡届出すのだから、本当に辛い思いをして出すわけですけど。そうすると、もう 1 回、こちら（死亡届の提出）に立ち戻るんですね』

戸籍法第 86 条第 3 項を説明する。

『（「やむを得ない事由」というのは）法律の教科書とか読むとね、船に乗っている人が、船から落ちてしまって、間違いなく亡くなった。でも、お医者さんに診断書を書いてもらえないというような例が載っている。だから滅多に使ってはいけない条文なんですよね、これは。本当に「やむを得ない事由」じゃないと。でも、今回の震災の状況はこの「やむを得ない事由」と考えてもいいんじゃないかということです。

とにかく、行方不明の人の家族の状態を何とかしてやりたいわけですよ。ですから、他に方法がないとすれば、この部分の解釈を拡大して対応しようということになって、それが出されたのがプリントの「法務省の対応」というものです。

法務省の通知「御遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できます」と、資料プリント3（「届出人の申述書」）を読んでいく。

『（この通知を読むと）場合によっては、（1）（の書類＝届出人の申述書）だけでも（死亡届を）受け付けますよ、何とか対応していきましょうということなんですよ。』

それで、その申述書を見ると、問1から始まって問8まで、順番にチェックを入れたり簡単に答を入れたりしていけばいいようになっていて、裏側に書き方の説明がありますけれど、かなり簡単になっているんですよ。なるべく残った人たちに負担をかけないで、死亡届が出せるようにと意図して法務省はこういう書類を作っているのでしょう』

スライド7に沿ってまとめる。

スライド7

法務省の対応：行方不明でも死亡届の提出を可能に



法の**解釈・運用**による対処

『法務省としては、行方不明でも死亡届の提出を可能にしている。

これは、より一般的な言い方をすると、法そのものは変えないで、法の解釈、今回の場合「やむを得ない事由」を広げて、あるいは「診断書・検案書に代わるもの」を拡大することで対処したということだと思います。

法律っていうのは、何が何でも拘子定規にいつも同じように当てはめるのではなくて、こういう困難があったことに対しては何とかこたえていこうとするわけです』

3 もうひとつの対処法

『もうひとつ、ちょっと違った対応の例を紹介します。プリントの厚生年金保険法のところを見てください。

厚生年金というのは、いわゆるサラリーマンが入る年金制度で、普通は退職した後、年金をいただくんですけど、本人が途中で亡くなってしまった場合に、遺族年金というのが出るんですね』

厚生年金保険法第58条を読む。

『遺族厚生年金はどう支給されるかということ、被保険者の死亡が要件になっている。亡くなってないとだめだということです。これまた、先ほどの行方不明者（の家族）にとってはつらいことになる』

レジュメプリント2を配布し、

『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律という法律が、今年の春つくられました。もちろん震災を受けてつくられたんですけど、第97条を黙読してください』

『波線のところ（第97条）を読んで、（プリントの）下の文の穴を埋めると、言葉が入りますか？』

→ 遺族厚生年金など厚生年金保険法関係については、_____の行方不明で死亡を_____する。

「左が分からない」

『右は』

「死亡を推定する」

『そうですね、左は分かりにくいですね。長ったらしいので分かりにくいんですけど、まとめて言うてしまうと「3ヶ月の行方不明」ということでいいと思います。だから、この場合だと6月11日まで行方が不明だったら、遺族年金を受け取れるようにしたということです。さっきの話とは別のやり方です』

スライド8・9によって整理する。

スライド8

厚生年金保険法：遺族年金受給→被保険者死亡が要件



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律：

3ヶ月の行方不明で死亡を推定

『このように、新しく法律をつくるという形で対応した部分も今回はあります。もちろん部分的な改正の場合もあります』

スライド9

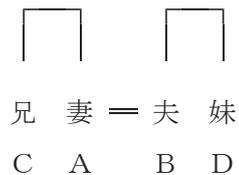


新たな法の**制定** 現行法の**改正** による対処

4 相続について

『相続についての話をします。プリントの【問3】をご覧ください』

【問3】 A（財産400万円）とB（財産400万円）の夫婦が震災でともに亡くなった。夫婦に子どもはいず、夫婦のいずれにも直系尊属（両親や祖父母など）はなく、兄弟姉妹のみ1人ずついたとする（右図参照）。この場合、相続はどうなるだろうか。



『もしAさんがまず先に亡くなって、その後Bさんが亡くなったとすると、財産がどう流れるか考えてみてください。これ覚えているかな。春にちょっとだけやったんですけど。

Aさんが亡くなると、財産を受け取るのは、まだ生きている夫とお兄さんです。

配偶者と兄弟が残っている時って、配偶者の相続の割合っていくつになるんだっけ』

「4対1」

『惜しい3対1ですね。配偶者が3/4、兄弟が1/4です』

以下、スライド10を使って説明する。

スライド10

A（財産400万円）が先に亡くなったと考えると：

Aの財産の3/4（300万円） → B（配偶者）へ

Aの財産の1/4（100万円） → C（兄弟姉妹）へ

次いでB（財産400万円+300万円）が亡くなって…

Bの財産（700万円） → D（兄弟姉妹）へ

結果的に…

Cは100万円を相続 Dは700万円を相続

『逆に夫が先に亡くなったとすれば、これとちょうど逆の相続になりますね。Cさんが700万、Dさんが100万ということになります。

問題は、今回の震災のように家族がみんな被災してしまって、どちらが先に亡くなったか分からないということがいっぱいあるわけですよね。そういう時に、こういう（スライド10のような）状況が起こるとどうなりそうですか』

「どちらが先に亡くなったかで、600万円、相続できる額が違ってしまいますので、その事実認定はやりづらい」

『そうですね。もめると思うんですよね。もめる可能性がある。もちろんそんなことでもめない方がいいけれど、残された人に見れば700万相続するのと100万相続するのでは全然違いますから、どちらが後まで生きていたかということについて必死になって、法的な争いを生む可能性がありますよね。

しかも事実の認定はとても難しいだろうと思います。

そこで民法第32条の2を見てください。回りくどい言い方ですけど、ある人、例えばAさんが亡くなった時に、明らかにBさんが生きていたということを言えないのであれば、AさんとBさんは同時に亡くなったと考えましょうという法律（の規定）があるんですね』

続いて、この条文が相続に関していかなる意味を持つかスライド11で説明する。

スライド 11 (途中)

AとBが同時に亡くなったとすると、A・Bどちらも相手の死亡時に「生存していた」とは言えないので、互いの相続人にならない。

Aの財産 (400 万円) → Cへ

Bの財産 (400 万円) → Dへ

同時死亡の推定

『たぶん、この方が皆さんの公平の感覚にも近いだろうし、理解しやすいルールではないかと思います。これは法律上、「同時死亡の推定」と呼ばれるルールです。

これまた春の授業で話したことだけど、これ、第 32 条の 2 っていう条文でしょ。こういう条文ってどういう条文だっけ。普通は第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条ってなるはずなのが…』

「後からできた…」

『そうですね。後から付け加えられた条文なんです。民法に最初からあったわけじゃないのです。

1959 年、僕が生まれる 1 年前ですから 50 年以上前ですけど、伊勢湾台風っていう台風が中部地方を襲って、この時も高潮で非常にたくさんの方が亡くなったんですね。死者・行方不明が 5000 人を超えました。

実は戦後の自然災害で、阪神・淡路大震災が起こるまで一番被害が多かったのはこの伊勢湾台風なんです。5000 人ちょっと。阪神・淡路大震災 (の犠牲者) は 6437 人ですから、これが戦後 2 番目で、今回は戦後最大になってしまいましたけれど。

この出来事 (伊勢湾台風) とかがあって、こういう (相続をめぐる) 問題がいっぱい出て、それに対して何とかしようということで、法律になったのが、この同時死亡の推定のルールです』

5 まとめ

スライド 17～20 を映しながら、まとめていく。

スライド 17

東日本大震災に対して、法や法律家は何ができるか

政府：法の解釈や運用 等

国会：法の制定や改正 等

『今日、授業で僕が話したかったことは何かというと、法律とか法律を扱う人たちが、東日本大震災に対してどういうことができるかっていうことです。

例えば、先ほど見たように法務省が法を緩やかに運用する、あるいは国会が法律を改正することで、行方不明の人たちの家族の困難を解消しようとしていたりしている。

こういうことは、例えば自衛官とか警察官とか、あるいは医者活動と比べると地味ですけど、すごく重要なことなんです』

スライド 18

今回は触れられなかったが…

弁護士等：

情報提供・法律相談 紛争解決・予防 情報収集・分析 提言・意見表明

『今回、ほとんど触れられませんでしたけれど、弁護士さんなどがずいぶん被災地に入っています。そこで被災者の話を聞いたり、法律相談に応じたり、あるいは例えば家を貸した人、借りた人がどっちも被災者になってしまって争うというような時に紛争解決をすとか、情報を集めてきて、先ほどの法律の運用とか改正とかについても、こうしたらどうかとか発言しています』

スライド 19

法学研究者：提言・意見表明

例えば…

東日本大震災に対応する第三次緊急提言

東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議東日本大震災対策委員会

II 被災者の救援を迅速に全面的に行う

1. 関連する法的措置の必要性

災害被害者の救済と生活再建についての主要な現行法の枠組みにとって、今回の被害の甚大さ、そして原子力発電所の事故による影響の大きさは、想定する範囲をはるかに超える。そのような認識の下に、**法の運用によって実施できる事項は積極的に適用して速かに実施し、新たな法的対応が必要な事項は、いわば「ゼロベース」で早期に政策として立案し、法的措置をとることが必要である。**なお、特例的な、時限的法的措置は、事後の検証を担保するものとする。

『大学の法律の先生、法学の研究者も、例えばこれは日本学術会議、学者の国会ですけど、そこが4月5日にこういう提言を出しました。

スライド 20



これらすべてが…

被災者・被災地への寄与

『こういう形で、法律に関わる人たちは東日本大震災の被災者や被災地に向きあっているわけですね』

『皆さんは大学でいろいろな学問を勉強していくのですが、たぶんどんな学問でも今回の震災に影響を受けなかった学問はないと思います。もちろん原子力工学とか地震学とかは典型的ですけど、そうでない学問でも東日本大震災にどう対応するかということを考えざるを得ないだろうと思います。この中にも法学部へ行く人いるけど、こういうことも含めて考えてほしいです』

本を見せながら、

『(この中には) 医者になる人もいますが、『石巻赤十字病院の 100 日間』という本を、僕は最近読みました。壮絶ですよ、このお医者さんの働き方、ナースの働き方。』

これはジャーナリストが書いた本ですが、『河北新報』という地元の新聞がどのように東日本大震災に向き合ったかとか (書かれている)。

これは五十嵐太郎という東北大の建築の先生 (が書いた本) ですが、建築家もショックだったわけです。自分が一所懸命建てた建物が軒並み思いもかけない津波でつぶされちゃった。そのことを深刻に反省している。「建築の敗北だ」と言ってますけど。

(このように) 色々なジャンルで (多くの人が) 東日本大震災に向き合っている。そういうものに皆さんは大学で触れることになると思います』

Ⅲ 生徒の感想を読みつつ思うこと

授業後に数分間、時間をとって感想を書いてもらった。

「自分なりに震災について、思うこと考えることはあったが、“法”の観点から見たことはなかったので良い機会だった」

「震災は医療の問題だとか核の問題だとかばかりに関心があって、法律という観点からは全く考えたことがなかったので、とても新鮮でした」

「今回の震災で法律が大きく関わっていたことを知らなかったのも、おもしろかったです」

かねがね「自分の眼の補佐手段としての概念装置 (内田義彦)」を育てるような社会科学の授業にしたいと考えているので、今回の授業で「法というメガネ」を通じて東日本震災を見るきっかけがくれたとすれば嬉しいことである。

被災者・被災地支援の多様なあり方に気づいたという感想も。

「私たちの目に入ってくる被災者支援とは、募金、医療など直接的なものばかりだが、法律を扱う人々が行う支援の形態を今回の授業で知ることができて良かった。地味ではあるが、この支援で救われた人は多いと思う」

「現地に行くことだけが、できることではないということがわかって、よかった」

「メディアで放送されるような政府の対応は、遅いな、や、ちゃんとやっているのかな、と思うものでしたが、法の分野でも（他の分野もあると思いますが）考えて対応してるんだなと改めて思えました」

「法学者や弁護士などが柔軟な法律解釈をして法律的なサポートを被災者の方にしていることがよくわかった。国会がやっていることはとてもよいことだと思うし、2ヶ月で様々な対応をしていることが迅速だと思う。こういうことをマスメディアは取り上げず、悪い面ばかり取り上げるのはよくないと思った」

という感想は、政府等への批判的スタンスの強い報道で見えなくなっているものへの気づきである。ただ、こういう感想を読むと、政府等の法的な震災対応のあり方を褒めすぎたのかなと思わないでもない。

教育内容・教材が1時間の授業としては多すぎることは授業前から分かっていたが、初めて授業にかけたこともあって、結局、用意したものの半分程度しか扱えず、しかも後半はかなりハイペースになってしまった。下の2人の感想はそこを指摘してくれたもの。

「一時間では厳しかったですね…」

「20のスライドを用意してくださっていたのに、授業で14くらいしか見れず、もったいないと思います」

「僕は、大学は法学部に進もうと考えているので、法律にたずさわる人の活動を知ることができて、将来、自分が何をできるのか、参考になった」

「これから大学でどのようなことを学び、どのような道に進むかわからないけど、社会の役に立てるようになりたいです」

授業の最後には（授業対象者が担任クラスの生徒だったこともあり）私のメッセージをストレートに投げかけることになったが、それを正面から受けとめてくれた感想である。

IV 参考文献等

1 単行本

阿部泰隆『大震災の法と政策』日本評論社(1995, デジタル複製版 2011)

生田長人編『防災の法と仕組み』東信堂(2010)

小倉秀夫・佐々木亮・山口元一・小川義龍編著『震災の法律相談』学陽書房(2011)

警察制度研究会編『注解 警察官職務執行法』立花書房(2005)

津久井進『Q & A 被災者生活再建支援法』商事法務(2011)
東京弁護士会法友会東日本大震災復興支援特別委員会編
『「3・11」震災法務Q & A』三和書籍(2011)
内閣府『平成23年版 防災白書』(2011)
弁護士法人 淀屋橋・山上合同編『震災の法律相談Q & A [第2版]』民事法研究会(2011)
毎日新聞大阪本社震災取材班『法律を「つくった」記者たち』六甲出版(1998)
『緊急出版 特別報道写真集 巨大津波が襲った 3・11大震災』河北新報社(2011)
『特別報道写真集 東日本大震災』共同通信社(2011)
『読売新聞報道写真集 東日本大震災』読売新聞東京本社(2011)
五十嵐太郎『被災地を歩きながら考えたこと』みすず書房(2011)
石巻赤十字病院+由井りょう子『石巻赤十字病院の100日間』小学館(2011)
石巻日日新聞社
『6枚の壁新聞 石巻日日新聞・東日本大震災後7日間の記録』角川マガジズ(2011)
河北新報社『河北新報のいちばん長い日』文藝春秋(2011)

2 雑誌

『月刊 ガバナンス』ぎょうせい No.124 (2011年8月号)
特集：復興への助走—東日本大震災と自治体
『自由と正義』日本弁護士連合会 No.752 (2011年8月号)～
連載：東日本大震災・原発事故 災害復興支援
『Jurist』有斐閣 No.1427 (2011年8月1—15日合併号)
特集：東日本大震災 法と対策
『法学教室』有斐閣 No.372 (2011年9月号)
特集：法律学にできること 東日本大震災を契機に考える
『法学セミナー』日本評論社 No.682 (2011年11月号)・No.683 (2011年12月号)
特集：3・11大震災の公法学
『法律時報』日本評論社 第83巻第5号 (2011年5月号)
緊急特集：東日本大震災への緊急提言
『法律時報』日本評論社 第83巻第7号 (2011年6月号)～
特別企画：東日本大震災と法
『法律のひろば』ぎょうせい 第64巻第9号 (2011年9月号)
特集：東日本大震災をめぐる動向と復興へ向けた対応

3 DVD

三陸ブロードネット・気仙沼ケーブルネットワーク・宮城ケーブルテレビ
『東日本大震災 被災ケーブルテレビ局が捉えた魂の記録映像』

(社) 日本ケーブルテレビ連盟

TBC 東北放送『東日本大震災の記録 ～3・11 宮城～』竹書房

4 HP

警察庁 HP <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> 2011/11/05

e-Gov (総務省・法令データ提供システム) HP

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 2011/11/05

日本国憲法・警察法・警察法施行令・行方不明者発見活動に関する規則・警察官職務執行法・戸籍法・民法・厚生年金保険法・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律・東日本大震災復興基本法・災害弔慰金の支給等に関する法律・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律・建築基準法・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律・被災市街地復興特別措置法・都市計画法・土地区画整理法・被災者生活再建支援法

石巻市 HP http://www.city.ishinomaki.lg.jp/static/reiki_int/reiki_honbun/ar12102541.html
2011/11/05

国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm>
2011/11/23

裁判所 HP http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319120650476715.pdf 2011/11/06

衆議院 HP http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm 2011/11/06

東日本大震災復興対策本部 HP <http://www.reconstruction.go.jp/> 2011/11/21

法務省 HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00026.html 2011/11/05

宮城県 HP <http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/> 2011/11/23

「同時死亡の推定」やそれが相続に及ぼす意味等の説明については、東京大学法科大学院在学中の真柄聡美さん（本校 114 回卒業生）にアドバイスをいただいた。記して感謝したい。ただし、本稿の内容に関する責任はすべて著者にある。

(2011 年 1 月 18 日)

東日本大震災と法

I 行方不明者について

1 2月1日現在で、東日本大震災による行方不明者は_____人（警察庁）

■行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年十二月十一日国家公安委員会規則第十三号）

- 第2条 この規則において「行方不明者」とは、**生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者**であって、第六条第一項の規定により**届出がなされたもの**をいう。
- 2 この規則において「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 三 行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、**水難、交通事故その他の生命にかかわる事故に遭遇しているおそれがある者**
- 第12条 警察職員は、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に際して、行方不明者の発見に配慮するものとする。
- 第16条 警察署長は、死体取扱規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第四号）第三条の規定により報告を受けた死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、身元不明死体票を作成し、本部鑑識課長に送付しなければならない。
- 第20条 受理署長は、特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集又は必要な探索若しくは捜査を行うとともに、届出人その他関係者と適時必要な連絡をとるものとする。

行方不明者発見活動に関する規則 ← _____ ← _____

【問1】家族が行方不明の場合、どのような問題・困難が生じるだろうか。

1 現行法の規定

■戸籍法

- 第86条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から七日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知った日から三箇月以内）に、これをしなければならない。
- 2 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付しなければならない。
- 一 死亡の年月日時分及び場所
- 二 その他法務省令で定める事項
- 3 やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。
- 第89条 水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外国又は法務省令で定める地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

→ 通常の死亡届（別紙資料①）の提出に加えて、第89条に_____の規定がある。

この規定を用いるのは困難（別紙資料②）

■民法

第30条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

第31条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

→ 民法第30条の規定を_____、第30条第2項の規定を_____と呼ぶ。東日本大震災での行方不明者は_____にあたると考えられるので、1年後には死亡したものと見なすことが可能になる。

【問2】7年間（あるいは1年間）という期間は、長いだろうか、短いだろうか。



2 法務省の対応

■「御遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できます」（法務省、平成23年6月7日）

東日本大震災で被災された方で、御遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できます。この場合には、次の書類を御用意ください。

- (1) 届出人の申述書（様式はこちら [PDF]）
- (2) 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書（様式はこちら [PDF]）
- (3) 在勤証明書又は在学証明書等の死亡したと考えられる方が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料
- (4) 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書等
- (5) 僧侶等が葬儀をした旨の証明書等のその他参考となる書面

市区町村の戸籍窓口で死亡届を受け付けてもらうためには、**少なくとも（1）の書類を御用意いただく必要があります**が、（2）から（5）までの書面についても、可能な限り、御用意いただくようお願いします。

なお、死亡届が受理（戸籍に記載される）されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理・清算する必要が生じますので、死亡届を提出するに当たりましては、親族等関係者と十分に御相談ください。

また、市区町村の戸籍窓口で死亡届を提出した場合でも、必ず受理されるとは限らず、死亡の事実を認定できないと判断したときには、不受理（戸籍に記載されない）となる場合もあります。

死亡届が不受理となった場合など御不明な点があるときは、各市区町村を管轄する法務局の戸籍課へお問い合わせください。

→ 行方不明の状態でも死亡届を提出できる（別紙資料③）。

法の対応1：既存の法律を、柔軟かつ弾力的に_____・_____することで対処する。

3 もうひとつの対処法

■厚生年金保険法

第1条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。

第58条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。（略）

- 1 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。（略）

→ 遺族厚生年金受給には、被保険者が_____（失踪宣告を受けた場合も含む）することが要件になっている。



【レジュメプリント2】

■東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

第97条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

→ 遺族厚生年金など厚生年金保険法関係については、_____の行方不明で死亡を_____する。

法の対応2：新たな法律の_____や現行法の_____で対処する。

4 すでに行方不明に対応している法律

■災害弔慰金の支給等に関する法律

第2条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、条例の定めるところにより、政令で定める災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

第4条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

■（例）石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

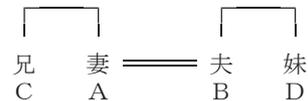
第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「令第1条の災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

第6条 令第1条の災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

→ 市町村からの災害弔慰金（死亡弔慰金）については、_____で死亡を推定して弔慰金を受け取れることになっていた。

II 相続について

【問3】A（財産400万円）とB（財産400万円）の夫婦が震災でともに亡くなった。夫婦に子どもはいず、夫婦のいずれにも直系尊属（両親や祖父母など）はなく、兄弟姉妹のみ1人ずついたとする（右図参照）。この場合、相続はどうなるだろうか。



●Aが先に亡くなったと考えたと：

●Bが先に亡くなったと考えたと：

【問4】上の例ではどのような問題が生じそうか。



1 現行法の規定

■民法

第32条の2 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

【問5】この規定に基づくと相続はどうなるか。

→ この規定（ ）は1959年の伊勢湾台風の被害をきっかけに条文化された。

2 相続放棄・限定承認について

【問5】東日本大震災の結果、家族が亡くなった。住宅ローンなど負債の方が大きいかもしれないのだが、どうしたらよいだろうか。

■民法

第915条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第920条 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第921条 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。(略)

二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。

三 (略)

第922条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

第924条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

第938条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第939条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

→ 3月1日に家族が亡くなった場合、 ・ をするならば、 までに
手続を取らなければならない。



■東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律

1 東日本大震災……の被災者……であって平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものに対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の規定の適用については、同項中「三箇月以内」とあるのは、「三箇月以内（当該期間の末日が平成二十三年十一月三十日前である場合には、同日まで）」とする。
(略)

→ 限定承認・相続放棄ができる熟慮期間が まで延長された。

【レジュメプリント3（使用せず）】

Ⅲ 憲法との関わりで

1 被災地の建築制限

■建築基準法

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

→ 都市計画・土地区画整理事業を実施するまでの“つなぎ”として、都道府県知事・市町村長が1ヶ月（延長した場合2ヶ月）建築を制限・禁止できる。

都市計画・土地区画整理事業とは？

■都市計画法

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

■土地区画整理法

第1条 この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

宮城県の場合……

■建築基準法第84条第1項に基づく被災市街地における建築制限について

このことについて、下記のとおり、建築基準法第84条第1項に規定する被災市街地における建築制限が適用になりました。

(略)

1 建築制限の区域

気仙沼市 名取市 東松島市 女川町 南三陸町

(略)

2 建築制限の内容

上記区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く。）の建築を制限します。

- ・ 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- ・ その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築

3 建築制限の期間

平成23年4月8日から4月11日までの間

このことに係る告示は以下の通りです。

建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限(平成23年04月08日 宮城県告示第282号)

■建築基準法第84条第2項に基づく被災市街地における建築制限の期間の延長について

(略)

3 延長後の建築制限の期間

平成23年4月12日から5月11日までの間

このことに係る告示は以下の通りです。

建築基準法第84条第2項の規定に基づく建築制限の期間の延長

(平成23年04月11日 宮城県告示第283号)

【問6】 建築基準法による建築制限・建築禁止が1ヶ月（延長しても2ヶ月）以内とされているのは、日本国憲法のある条項と関係がある。それは第何条だろうか。

日本国憲法第

条との関係が問題になる。

一方、1～2ヶ月で都市計画を決定することは難しい。



■東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

第1条 特定行政庁……は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画……又は土地区画整理法……による土地区画整理事業のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八十四条の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項各号に掲げる要件に該当する市街地の土地の区域を指定し、期間を限り、その区域内における建築物……の建築……を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定による制限又は禁止は、平成二十三年九月十一日までの間に限り行うことができる。

3 特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において第一項の期間を延長することができる。（後略）

→ _____まで建築制限・建築禁止が可能になった。

再び宮城県の場合……

■東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律第1条第1項及び第2項に基づく被災市街地における建築制限

このことについて、下記のとおり、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律第1条第1項及び第2項の規定により被災市街地における建築制限の区域が指定されました。

（略）

3 延長後の建築制限の期間

平成23年5月12日から9月11日までの間（気仙沼市、名取市、東松島市、南三陸町、女川町）

平成23年7月1日から9月11日までの間（山元町）

（略）

■東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律第1条第3項に基づく被災市街地における建築制限の延長

このことについて、下記のとおり、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律第1条第3項の規定により被災市街地における建築制限の区域が指定されました。

（略）

3 延長後の建築制限の期間

平成23年5月12日から11月10日までの間（気仙沼市、名取市、南三陸町、女川町）

平成23年5月12日から10月31日までの間（東松島市）

平成23年7月1日から11月10日までの間（山元町）

（略）

【問7】建築基準法・特例法と日本国憲法との関係をどう考えたらよいだろうか。

【考え方】

■最高裁判所大法廷判決（平成12（オ）1965 短期売買利益返還請求事件 平成14年02月13日 より）

財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである。

まとめ — 東日本大震災に対して、法や法律家は何ができるか

平成23年5月11日（水曜日） 衆議院法務委員会会議録（抜粋）

○階委員 民主党の階^{しなだけし}猛でございます。

きょうは五月十一日、先ほど江田大臣もおっしゃっておられましたが、震災から二カ月がたちました。私は、被災県選出、岩手県選出の国会議員として、この間、きょうで三度目、法務委員会で質疑をさせていただく機会を得ました。その都度その都度、私が問題だと思っていることについて、真摯な御答弁を政府関係者からはいただいて、ありがたいと思っております。

本日は、テーマ、東日本大震災にまつわる法的問題ということですので、私も大口委員と同様、二重ローンの問題などを中心に御質疑させていただきたいと思っております。

（中略）

その関係で私が考えておりますのは、行方不明になられた方が、きのう現在、警察庁の発表では、全国で九千八百八十人、私の出身であります岩手県でも三千二百七十五人いらっしゃいます。こういった方たち、預貯金であるとかあるいは生命保険に加入などをされている方は多いと思うんですが、行方不明の段階ではなかなかそれが資金として使えない。その場合に、行方不明だけれどもそういった資金が使えるように、資産の承継ができるようにするために何か考えられないだろうかということ、認定死亡という制度があると思います。

お手元に資料を配っておりますけれども、資料一というのをごらんになってください。

一番最初に民法の特別失踪宣告の条文を挙げておりますが、これは今回ですと津波が中心になるかと思いますが、そういった危難が去った後一年間生死が明らかでないときに、失踪宣告ということで、民法上は亡くなったものとみなして資産の承継を認める、相続を認める、こういう制度でございますが、一年というのはいかにも長いわけであります。

そこで、それより短い期間で資産の承継、相続を認めてあげようということで、このページの一番下に戸籍法の八十九条ということで、これがちまたでよく言われる認定死亡の条文です。「水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。」というものでありまして、一家の大黒柱などを失って行方不明になっている方にしてみれば、地元の警察署などに申し出て、この認定死亡ということを使えないかというふうに考えるわけです。

そこで、警察庁、きょう来ていらっしゃいますけれども、この認定死亡を使って早期に資産の承継ということができないものかどうか、この点についてお願いします。

○樋口政府参考人 お尋ねでございますが、今般の大震災におきまして、発災のまさに直後から、家族等の安否が不明であるという相談、届け出が、まさに膨大な件数、警察に寄せられております。その後、今日に至るまで懸命の捜索活動等が行われているわけでありまして、なお大勢の方々の安否が確認できていないという状況でございます。

そこで、警察といたしまして何ができるかでございますが、そのような事実関係、すなわち、相談等を受けた後今日に至るまで安否の確認ができていない、そういった経緯を事実として申し上げることはできるのでございますけれども、戸籍法八十九条に言われる死亡の報告を行うことができるかと申しますと、ほとんどのケースにおいては、警察の責任において死亡の報告を行うことまでは困難ではないかと考えてございます。

○階委員 今御答弁にあったような状況で、私も地元の弁護士さんなどから聞いておりますけれども、なかなかこの認定死亡というのは使えないということでございます。

そこで、次に考えられるのが、また資料一に戻っていただきたいんですが、戸籍法の八十六条三項で「やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。」「これに代える」というのは、死亡届を出すときの添付書類にかえることができる。普通は診断書とか検案書なんですけれども、やむを得ない事由があれば死亡の事実を証すべき書面でいいですよ、こういう条文です。

そこで、法務大臣にお尋ねしますけれども、今回の震災ではこの八十六条三項を活用して死亡届を認めていくべきではないかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 行方不明になって、何とか生きてほしい、こういう皆さんの気持ちは本当に痛いほどわかるので、そういう何とか生きてほしいという思いを持ちながら、取り調べをしたんだから警察は報告をして認定死亡をやれというのは、警察としてはなかなかやりにくいという警察の立場もよくわかります。

しかし、次へのスタートのためには、どんなにつらくても、そこはやはり一区切り切らなきゃいけない、こういう皆さんがおられて、そして死亡届を出すというときに、死体が見つからないものですから死亡診断書も死体検案書も添付できない、

どうするのかという問題でございまして、今委員おっしゃられたとおり、戸籍法第八十六条の第三項、やむを得ない事由によってこうした書面を得ることができないときということに当たるのではないかと、これはもう本当に当たると理解をする状況は十分にあると私も思います。

ただ、その場合に、ではどういう書面がそれにかわる書面になり得るのか、ここは十分関係省庁とも連絡をとりながら、あるいは市町村の皆さんともよく相談してそのところは考えていきたい。

委員の問題提起は本当にそのとおりだと思っております。

○階委員 ありがとうございます。

そこで、具体的な提言等に移らせていただきたいと思います。

資料二をごらんになってください。

これは、ちょっと古いんですが、山田さんという家裁調停委員の方が書いた、判例タイムズに一九八九年に載っていた論文でございます。その中で、一番下の段に、今申し上げた、死亡の証明書としてどういうものが考えられるかということが二段落目あたりから書いています。読んでいきますと、状況目撃者の事実陳述書というのがあります。

今回の場合、これは本当に悲惨なことなんですけれども、行方不明になられた方が流されていったものを実際に目撃されている方、いらっしゃると思います。そういった方たちが陳述書を書いて、それをもって証明書にかえるということも考えられるのではないかと思います。この点、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 これは、ここも委員御指摘の問題意識を共有していると申し上げておきたいと思っております。

状況目撃者の意見陳述書ということが今の判例タイムズの論文に書かれているわけですが、ただ、依然として、何がその状況目撃者の意見陳述になるか。いや、大変な地震で津波が来て、この地域の皆さんはもう本当にえらいことになってしまいました、死体が上がらない人が、死屍累々でございましてという、その程度ではちょっと足りない。やはり特定人、この人についてこういう状況を目撃して、その後、残念ながら遺体が見当たらない状況ですといったような、特定人が死亡したという事実を認定するに足りる資料で、そしてこれが架空ではない、まあ、これは当然ですけども、そういう客観的な資料、こういうものがそろっておればいいのだと思っております。

私も、過去の例など、ちょっと役所にあったものを見てみたくはありますが、もう本当に分厚い目撃陳述書をつけて、これでもかこれでもかというぐらいにやっている過去の例がございしますが、そうまでこの状況の中で求めなくても、もっとそこは被災された皆さんのところへ寄り添う行政の扱い方というのは十分あるのではないかと思っております。

○階委員 ありがとうございます。ぜひそういった方向で柔軟に検討していただきたいと思います。

と申しますのも、今の資料二で、下の段をずっと読んでいきますと、三つ目の段落で、「死亡の証明書を添付して死亡届がなされた場合は、市町村長かざりて戸籍上の処理することはできない。市町村長は、戸籍事務を監督する地方方法務局（支局）長に届出受理について指示を受けた上で処理する」、つまり、法務大臣の管轄である法務局に指示を仰ぐわけです。

ということであれば、私が御提言申し上げたいのは、法務大臣として、こういった法務局に対して、死亡の事実を証すべき書面の具体例をなるべく広く認めるように命じた上で、かつ、かかる具体例を法務局から市町村長にあらかじめ提示しておくということを早急にやって、そしてこういう届け出が円滑に処理されるようにしておくというのが大事ではないかと思っております。この点、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 だんだん問題点が絞られてきているわけですが、これも委員のおっしゃるとおりで、市町村長が大変重い重い判断を強いられるわけですが、それは当該市町村長の、まさにそのところにいた皆さんですから、市町村長としても非常に判断しづらいケースがあるだろうと思うんです。そうしたことは、具体例一つ一つではあります、やはり市町村長のみはその判断の負担を負わずではなくて、法務局長等の関与が必要であるというのはそのとおりだと思っております、しかも、今回のようなケースですから、事務が円滑に処理されるように配慮していく、これも当然のことだと思っております。

そこで、先ほど申し上げましたが、特定の人がこういう状況で死亡したものと見られる、それが架空の話ではない、そうしたことがちゃんと客観的に担保できる必要最小限、最小限と言うとちょっとまずいかもかもしれませんが、そういうことはこれだけあれば十分認定できるじゃないかというものはどういうことになるのか、これを今法務省としても円滑な処理のために工夫をしなきゃならぬ、そういう思いで検討しているところだということまでは申し上げておきたいと思っております。

○階委員 ぜひ速やかに検討した上で結論をお示しいただければと思っております。

ただし、今まで申し上げたのは死亡届を前提とした話で、残された方の心情面を考えてみますと、なかなか死亡届というのは出しにくいのかなと。

（後略）

申 述 書

本人(死亡した人をいう。以下同じ。)は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において被災し、既に死亡していることは間違いないと思われ、本人の死亡届を受理していただきたく、以下のとおり申述いたします。

(申述人)

本籍

住所

氏名

生年月日

年

月

日生

本人の縣

連絡先

本 人	本籍	
	筆頭者氏名	
	住所(自宅)	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
申 述 内 容	問1 本人は、東日本大震災が発生した当時、どこにいたと考えられますか。	
	答1 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先又は通学先 (会社名又は学校名： 所在場所：) <input type="checkbox"/> その他(場所：)	
	問2 答1のように考えるのは、なぜですか。	
	答2 <input type="checkbox"/> 本人が答1の場所において被災したことを目撃したから。 日時： 場所： 状況： <input type="checkbox"/> 本人が津波に流されるのを目撃した。 <input type="checkbox"/> 津波が来る直前に本人を目撃した。 <input type="checkbox"/> 津波が去った後、本人の()を 発見した。 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 本人が答1の場所において被災したことを目撃した者がいるから。 目撃者氏名： (連絡先) <input type="checkbox"/> 本人は、平日の14時46分頃には、通常、答1の場所におり、震災が起きた3月11日、本人が、休暇、出張等、答1の場所とは異なる場所にいたと考えられる事情はないから。 <input type="checkbox"/> その他の理由 ()	

申 述 内 容	問3 本人の生存を、いつ、どのような方法で、最後に確認しましたか。
	答3 (確認した日時：) (確認した方法：)
	問4 東日本大震災前における日常の本人との連絡状況は、どうでしたか。
	答4 () ※記載例 (1日1回程度、電話又はメールで連絡)
	問5 東日本大震災以来、現在に至るまで、本人から連絡がありましたか。
	答5 <input type="checkbox"/> 途絶えている。 <input type="checkbox"/> 連絡があった。 (最後に連絡があった日時：)
	問6 本人からの連絡がない理由について、どのように考えますか。
	答6 <input type="checkbox"/> 東日本大震災の被災状況からすれば、本人の死亡以外の理由は考えられない。 <input type="checkbox"/> その他の理由 ()
問7 親族のうち、本人が死亡したものと納得していない人がいますか。	
答7 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。 (氏名・本人との関係：) (納得していない理由：)	
問8 その他、本件届出に関して、申し述べたい事項	
答8 ()	

申述書の記載要領

- 1 この申述書は、本人1名ごとに作成してください。
- 2 申述人の氏名欄は、申述人の方御本人に自署していただく必要があります。
- 3 問1から問8までの各質問に対応する**答1**から**答8**までについて、御回答ください。
- 4 申述書の回答欄中 のある質問については、該当する事項の 内に✓印を付けて御回答ください。
- 5 申述書の回答欄中 () のある事項については、質問に対する回答を適宜記載願います。
- 6 **答2**については、複数、御回答いただいても構いません。
- 7 **答2**において、「本人が**答1**の場所において被災したことを目撃したから」に✓印を付けた場合、日時及び場所については、できる限り具体的に（例えば、「日時：当日（3月11日）の午後3時20分頃、場所：職場（仙台水産（株））倉庫の前」等のように）記載願います。
- 8 **答8**については、**答1**から**答7**までの内容以外で、参考となる情報（例えば、東日本大震災発生当時、本人と同じ場所にいたほかの方の安否の状況等）を記載願います。

【パワーポイントのスライド】

スライド1

筑波大学附属高等学校 第61回教育研究大会
公開授業「政治・経済」
2011(平成23)年12月3日

東日本大震災と法

授業クラス: 3年1組
授業者 : 熊田 亘

スライド2

3547人

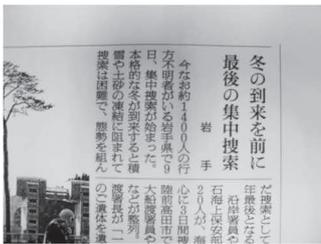
行方不明者数
(12月1日現在・警察庁)

スライド3



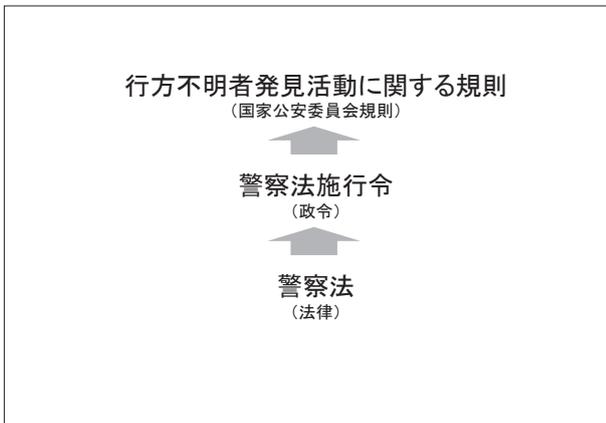
2011年
11月8日付
『朝日新聞』

スライド4



2011年
11月9日付
『朝日新聞』

スライド5



スライド6

通常 : 死亡届の提出

例外1 : 認定死亡

例外2 : 普通失踪・特別失踪

スライド7

法務省の対応：
行方不明でも
死亡届の提出を可能に

↓

法の解釈・運用による対処

スライド8

厚生年金保険法：
遺族年金受給→被保険者**死亡**が要件

↓

東日本大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律：
3ヶ月の行方不明で死亡を**推定**

スライド9

↓

新たな法の制定
現行法の改正
による対処

スライド10

A(財産400万円)が先に亡くなったと考えると：

Aの財産の3/4(300万円) → B(配偶者)へ
Aの財産の1/4(100万円) → C(兄弟姉妹)へ

次いでB(財産400万円+300万円)が亡くなって...

Bの財産(700万円) → D(兄弟姉妹)へ

結果的に...

Cは100万円を相続 Dは700万円を相続

スライド11

AとBが同時に亡くなったとすると、A・Bどちらも相手の死亡時に「生存していた」とは言えないので、互いの相続人にならない。

Aの財産(400万円) → Cへ
Bの財産(400万円) → Dへ

同時死亡の推定
← 伊勢湾台風の被害

スライド12

相続

単純承認
限定承認
相続放棄

3ヶ月以内に
家裁に申述する
必要

↓

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄を
すべき期間に係る民法の特例に関する法律
→ 熟慮期間が**11月30日**までに

スライド 13



**新たな法の制定
現行法の改正
による対処**

スライド 14

被災地の建築制限
建築基準法: 1ヶ月 (2ヶ月まで延長可)



東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律: 6ヶ月 (8ヶ月まで延長可)

スライド 15



**2011年
11月10日付
『朝日新聞』**

スライド 16

被災地の建築制限



日本国憲法

第29条 財産権は、これを侵してはならない。
 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

スライド 17

**東日本大震災に対して、
法や法律家は何ができるか**

政府: 法の解釈や運用 等
国会: 法の制定や改正 等

スライド 18

今回は触れられなかったが...

弁護士等: 情報提供・法律相談
紛争解決・予防
情報収集・分析
提言・意見表明

スライド 19

法学研究者: 提言・意見表明

例えば...

東日本大震災に対応する第三次緊急提言
東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために
平成23年4月5日
日本学術会議東日本大震災対策委員会

II 被災者の救援を迅速に全面的に行う

1. 関連する法的措置の必要性

災害被害者の救済と生活再建についての主要な現行法の枠組みに
今回の被害の甚大さ、そして原子力発電所の事故による影響の大きさは、想定
する範囲をはるかに超える。そのような認識の下に、法の運用によって実施でき
る事項は積極的に適用して速かに実施し、新たな法的対応が必要な事項は、
いわば「ゼロベース」で早期に政策として立案し、法的措置をとることが必要で
ある。なお、特例的な、時限的法的措置は、事後の検証を担保するものとする。

スライド 20



これらすべてが...

被災者・被災地への寄与

原子力発電所事故と放射線教育

鈴木 亨

1. はじめに

2011年3月11日14時46分、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、日本観測史上最高のマグニチュード9.0を記録し、発生した津波によって多くの人命が失われた。都内でも震度5弱の揺れとなり、首都圏の交通は麻痺し、学年末考査翌日であった本校でも、部活動、補習などで登校していた生徒約70名を一晩、学校にとめおくことになった。

それ以上に、引き続いて発生した福島第一原子力発電所の事故は、1986年のチェルノブイリ原子力発電所に次ぐ、史上最大級の事故となり、大きな社会的経済的な損失と混乱をもたらした。巨大技術へのそれまでの盲信とともに、日本社会の科学リテラシー、情報リテラシーの欠如も痛感させられることとなった。

筆者は核物理学出身であるというだけでなく、いくつかの原子力施設での研修などを通じて得られた知見を、これまで放射線教育に生かしてきた経験を持つ。微力ながら数か月にわたって行った関連の教育、啓蒙、研究活動などを記録にとどめるとともに、校内で行った生徒向けの学習会資料を紹介する。

2. 筆者の行った関連活動

3月19日 筑波大学附属高校教職員向けの解説資料を作成、職員会議にて事故の概要と、一般市民の立場での疑問点を整理して報告。

31日 日本科学技術振興機構がインターネット配信する番組「サイエンスニュース」に出演。小中学校教員向けに「放射線をどう教えるか」を解説。

4月11日 横浜物理サークル例会にて、報告「2011年度初めの授業－福島第一原発をめぐって」。

13日 本校生向け緊急セミナー「福島第一原発で何が起きたか」(*)。本校111回生、小川達彦君(東京大学大学院博士課程工学系研究科原子力国際専攻)と共同。

5月 日本物理教育学会誌「物理教育 59-2」、特集・東日本大震災に「被災地で放射能から身を守る緊急メモ」を執筆。

6月 筑波大学附属中高のキャンパスのほか、附属小、附属駒場中高、附属聴覚特別支援学校、附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属坂戸高校各キャンパスの環境放射線を測定。

- 4 日 物理教育研究会例会にて報告「福島原発事故による環境放射線への影響と被曝」。
- 11 日 慶應大学日吉キャンパス藤山記念館にて市民向け講演会「福島第一原子力発電所で何がおきたか？－基礎から読み解く原子力」。
- 16 日 教員向け校内学習会「放射線が見える（霧箱実験）」。
- 29 日 東京学芸大学小金井小学校にて、教員向け講演「学校で伝える正しい放射線」。
- 30 日 附属中学校総合学習にて講演「原子力発電と放射線」。
- 8 月 日本物理教育学会誌「物理教育 59-3」、特集・東日本大震災に「首都圏における放射性降下物とその影響」を執筆。
- 4 日 東海大学サマーセミナーにて講演「原子力事故と放射線教育」。
- 9 日 日本物理教育学会研究大会にて発表「誤概念払拭のための放射線教育」。
- 15 日 物理教育研究会夏期全国大会にて発表「線量率と積算値の盲点」。
- 17 日 International Conference on Physics Teaching（物理教育国際会議，メキシコ）にて、報告 "The Misconceptions on Radiation and Radioactivity"
- 9 月 10 日 東京農工大学，全大教教育研究集会にて報告「学校敷地内の放射線量の測定とその対応について」。
- 23 日 日本物理学会秋季大会にて原著講演「放射能・原子力をめぐる誤解と誤概念」。
- 11 月 日本物理学会「大学の物理教育 17-3」に「放射能・原子力をめぐる誤解と誤概念」を執筆。
- 12 月 21 日 附属大塚特別支援学校にて、教職員向け講演「福島第一原発事故と環境への影響」。

（＊）4 月 13 日の緊急セミナーで用いた資料「福島第一原子力発電所事故のまとめ」を全文引用する。ただし、4 月上旬の時点で明らかであった情報と知見に基づくものである。のちに早い段階で原子炉の炉心溶融が進んでいたということが明らかになっている。一方、燃料貯蔵プールの燃料棒の状態については明確にされていない。

福島第一原子力発電所事故のまとめ

筑波大学附属高校物理科 鈴木 亨

(2011.3.23, 4.12 改訂)

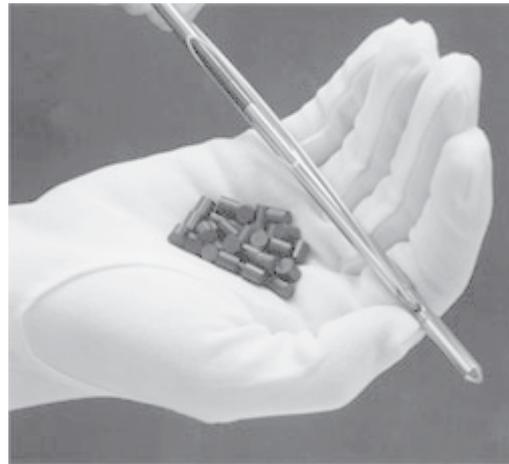
I. 福島第一原子力発電所でおきたこと

1. 原子力発電とは

原子力発電所は、濃縮ウランを燃料とする原子炉で、水を加熱し、蒸気でタービンを回して発電を行っています。ウランは核分裂をすることで大きなエネルギーを放出します。1個のウラン原子核が分裂の際に放出される2～3個の中性子のうち、平均1個の中性子が他のウラン原子核に吸収されて核分裂を連鎖的に起こす状態を臨界といいます。通常、原子炉は中性子を吸収する制御棒を出し入れすることで臨界を保ちながら運転され、地震などの非常時には制御棒を完全に挿入し、核分裂を停止させます。

ウラン原子核の核分裂では、ほぼ2対3の大きさに分かれますが、多数の分かれ方があり、その結果多くの種類の原子核が作られます。それらをひとくくりに核分裂生成物（FP: Fission Products）といいます。そのすべてが不安定で放射線を出す性質（放射能）をもちます。放射されるのは主にβ線とγ線です。

燃料となるウランは酸化物（二酸化ウラン）の形で焼き固められ、直径、長さとも1cm程度の円筒形のペレットと呼ばれる最小単位になっています。ペレットは厚さ1mmのジルカロイ（ジルコニウム合金）でできた長さ4mほどの筒状の棒に封じられ、燃料棒となります。燃料棒は互いにすき間を空けて60本ほどの束とします。これを燃料集合体と呼びます。燃料集合体を数百本配置したものが原子炉の炉心となります。



長年運転した原子炉の燃料には放射性の核分裂生成物がたまりやすいため、使用済みの核燃料も長期間管理しなければならないのが課題です。

2. 何がおきたのか

3月11日14時46分、日本観測史上最高のマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震が三陸沖で発生し、引き続いて発生した津波が、福島第一原子力発電所に高さ14mとなって、襲いかかりました。6つある原子炉のうち4～6号機は定期点検のため停止していました。稼働中の1～3号機は緊急停止しましたが、津波によって外部電源が断られたばかりでなく、非常用ディーゼル発電機も使えなくなりました。数時間稼働する非常用のバッテリーは生きていたようですが、この時点で、東京電力は原子力災害特別措置法

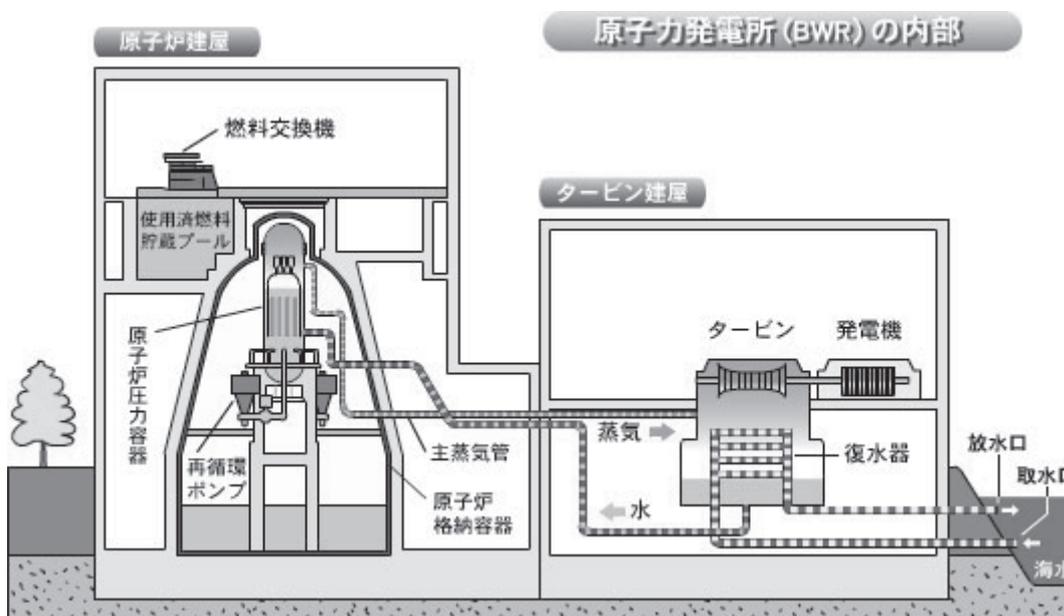
にしたがって通報を行いました。半径 3km 住民に避難命令, 3~5km 圏内に屋内待機指示が国から出ました。

冷却水が循環しないと炉心の温度は上がり続け、冷却水が沸騰して炉心が露出し、温度がさらに上昇します。温度が 1000°C 近くになると、燃料棒の被覆のジルコニウムが水蒸気と反応し、水素が発生します。炉心を包む圧力容器の内圧が上がりすぎたため、翌 12 日午後、1 号機の圧力弁が解放されましたが、放出された水素が建屋にたまり、15 時 36 分、水素爆発が起こって、建屋の上部が吹き飛びました。半径 20km に避難地域は広がりました。

14 日 11 時 01 分、3 号機建屋が同じ現象で吹き飛びました。

翌 15 日 6 時過ぎ、爆発音があり、2 号機の圧力抑制室の圧力が 1 気圧に低下、つまり外気と一緒にしたことからの損傷したと報じられました。しかし 2 号機については翌日格納容器の圧力異常が報じられたのちに作業員による圧力計の読み間違いであることが判明するなど、本当のところは判じがたいものがあります。

ほぼ同じ時刻、4 号機建屋が水素爆発を起こしました。4 号機は停止中であるばかりか、炉内には燃料は存在せず、炉外の燃料貯蔵プールに使用済み燃料とともに保管されていました。燃料貯蔵プールの水が失われ、露出した燃料棒が反応したと考えられます。この日の 9 時頃、原子力発電所正門でこの事故を通じた γ 線の空間線量率の最大値 11.93mSv/h が記録されました。



3. 放射性物質の放出, 事故の推移と評価

IAEA (国際原子力機関: International Atomic Energy Agency) は原子力事故を 7 段階に定めています。これは、INES (国際原子力事故評価尺度: International Nuclear and

radiological Event Scale) と呼ばれます。過去の事例でいうと、1986年旧ソ連（ウクライナ）でおきたチェルノブイリ原子力発電所での核暴走・炉心爆発事故が最悪の「レベル7」、1979年アメリカ、スリーマイル島原子力発電所での炉心溶融・水素爆発事故が「レベル5」、1999年東海村 JCO 臨界事故が「レベル4」です。レベル7～4が「事故」(accident)、3～1が「事象」(incident) と呼ばれます。



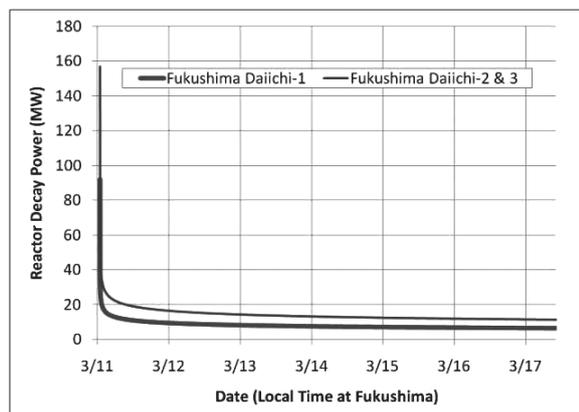
原子力安全・保安院は12日の時点で、この事故を暫定的に「レベル4」としました。15日には海外の機関から「レベル5以上」という見解が出されましたが、日本政府は見解を変えず、18日になって原子力安全・保安院は1～3号機については「暫定レベル5」に引き上げましたが、4号機は第二発電所の1・2・4号機とともに「レベル3」としました。

事故評価レベルの5～7は、施設外への被害の大小、放射性物質の総放出量などをもとに最終的に評価されるものです。したがって断定的なことは言えませんが、日本の評価はきわめて珍妙なものです。

運転中の原子炉が核暴走を起こし、炉心自体が爆発して吹き飛び、減速材である黒鉛も燃えだして放射性物質を大量に放出したチェルノブイリの事故は、比較の対象がないくらい重大事故でした。スリーマイル島の事故は、冷却剤である水の喪失、燃料棒の過熱・溶融・損傷と、起きた現象は福島第一と似ています。ところが、スリーマイル島の事故による放射性物質の放出は、ほとんど原子炉格納容器内にとどまり、施設外への放出は限定的でした。それらから建屋の爆発を起こした時点で、スリーマイル島と同じレベルであることは見通せていました。特に4号機建屋は、燃料貯蔵プールが過熱し、15日に水素爆発を起こしているのですから、燃料棒が損傷しているのは間違いなく、しかも、密閉された原子炉压力容器、格納容器の外にあるのですから、それだけ取り出してもスリーマイル島よりも深刻な状態であることは明らかです。中身が空の压力容器、格納容器の健全性をもって、「レベル3」ととどめることは考えられません。3号機建屋内の燃料貯蔵プールも同様です。(4月12日になって、原子力安全・保安院は一連の事象をひとくくりにして暫定「レベル7」に引き上げました。)

4. 事故後の対応、収束に向けて

地震と同時に稼働していた1～3号機原子炉には制御棒が全挿入され、緊急停止



(スクラム) しました。核分裂が収まったあとも、燃料内の核分裂生成物は放射線を出し続け、放射線のエネルギーは最終的に熱になりますから、冷却を続けなければなりません。使用済み燃料貯蔵プール内の燃料棒も同様です。

1号機には12日夜から海水の注入が開始されました。3号機には13日昼から、2号機には14日夕方から海水が注入されました。また、3号機燃料貯蔵プールには17日以降、散水・放水が行われました。4号機燃料貯蔵プールには20日以降になってようやく放水が始まりました。炉心は緊急停止で熱出力は7%ほどに低下します。次第に放出熱量が減っていくとは言え、相当の量です。100万kWの原子炉の熱出力はその3倍です。1%でも3万kWです。数日で0.1%まで下がるとも言われますが、長寿命の核種の放射性崩壊が効いてくるのでそのあとなかなか下がりません。4号機燃料貯蔵プール内の燃料は、原子炉から取り出されたのが100日前なのですが、まだかなりの発熱量があります。

大量の水の注入は、燃料棒被覆の損失を防ぐためにやむを得ない措置ですが、放射性物質の漏出・拡散を招くことは避けられません。電源の復旧、冷却系の回復があっても収束には至らず、燃料棒の隔離、封じ込めまで行う必要があります。その前に、原子炉建屋内外は放射性物質で汚染されているために、それらを取り除く、除染作業が欠かせません。相当の期間が必要と考えられます。

II. 事故の影響

1. 被曝の量的評価

放射線を受けることを被曝といいます。物質1kgが放射線を被曝し、1Jのエネルギーを吸収したときの吸収線量を1Gy(グレイ)と呼びます。Gyに放射線の種類による線質係数をかけた実効線量の単位をSv(シーベルト)と呼びます。 α 線の線質係数は20ですが、 β 線、 γ 線の線質係数は1なので、 β 線、 γ 線についてはGyとSvは同一と考えてよいでしょう。全身に3Svの被曝をすると50%が死亡すると言われていています。エネルギーだけでいうと、1kgの水が3Jのエネルギーを均等に吸収しても、温度は0.00072°Cしか上がりません(計測不可能でしょう)。細胞に狭い範囲でエネルギーを与えるために有害なのです。ガンの治療に際しては、患部に数Gy(Sv)の放射線を照射して、細胞をたたきます。

自然界には、大気、地面、宇宙線、食物中など、あらゆるところに放射線が存在します。平均すると年間2.4mSvといわれています。地域差もありますので、それと同じくらいの桁の線量はまったく問題がありません。ICRP(International Commission on Radiological Protection: 国際放射線防護委員会)はさまざまなケースの被曝限度

一般公衆	1 mSv/y
職業人	50mSv/y 100mSv/5y
緊急救助活動	100~250mSv/y
救命活動	無制限?

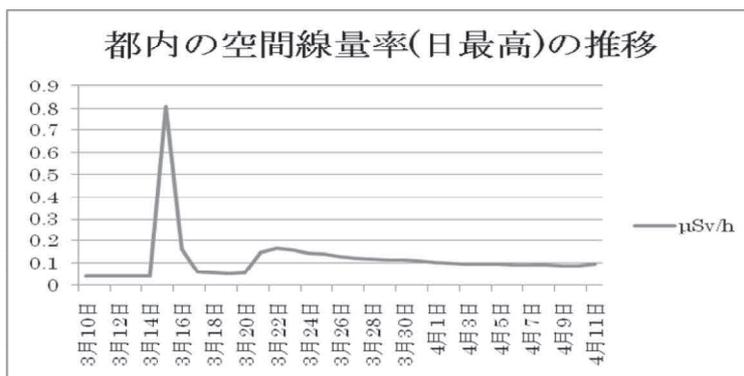
を勧告値として定めており、国内基準もそれに準じて決められています。

その場所にどれだけ放射線が飛んでいるかを示すのが、「空間線量率」です。単位は $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）で表します。国内での空間線量率は地域にもよりますが $0.1\mu\text{Sv/h}$ 前後です。大雑把な話ですが、その10倍くらいまで（桁が違わないくらい）ならば、ごく自然の範囲と考えてもいいくらいです。

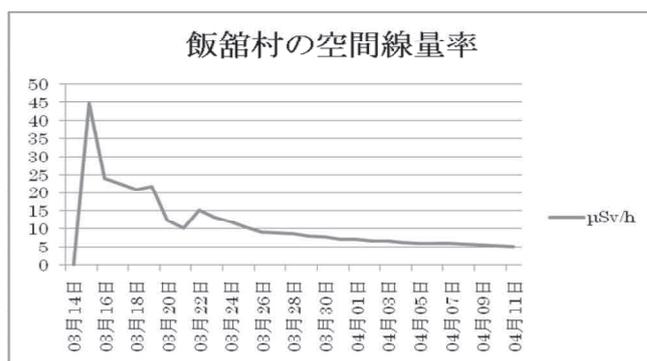
東京近郊では、3月15日の10:37、和光市にある理化学研究所で $1.62\mu\text{Sv/h}$ を記録しました。この値は、ずっと続くなら気持ちの悪い数値かも知れませんが、この日の12:00には $0.31\mu\text{Sv/h}$ 下がっています。これは、当日朝の4号機建屋の爆発、午前中の北北東の風の影響と見ています。筑波大学附属高校の屋外敷地でもGMカウンターが通常の3倍くらいの値を示しました。

その後、3月21日頃に急上昇、その後次第に減少していきます。

福島第一原子力発電所から北西方向に40km離れた飯



館村では、3月15日昼頃 $0.12\mu\text{Sv/h}$ であったものが、夕方に向けて急上昇、18:20には $44.70\mu\text{Sv/h}$ を記録しました。福島市（北西60km）でも15日夜半に $19\mu\text{Sv/h}$ まで上昇しました。これらは、一時的なものでなく、次第に減少するものの相対的には高い値が続きました。15日の昼過ぎから夜半まで、福島ではずっと南東風が吹いていました。発電所上空に舞い上がった微粒子状の放射性物質が降り注ぎ、地面に積もって放射線を出し続けたと推定しています。



政府は4月11日になって、それまで避難圏外であった飯館村などを「計画的避難域」に指定しました。これは、積算被曝量が年間 20mSv を越えることが予想されるとのことですが、グラフに示されるように、高線量値の時期に避難させなかったことに、ちぐはぐな感は否めません。

2. 農水産物と健康への影響

3月23日、東京都は金町浄水場で1kg当たり 210Bq （ベクレル）の放射性ヨウ素（ I131 ）が検出されたと発表しました。飲料水の暫定規制値は 300Bq/kg ですが、乳児への規制値

100Bq/kg を越えるものでした。都内のスーパーからはあっという間にミネラルウォーターが消えました。体外から放射線を浴びる外部被曝に対して、体内に放射性物質を取り込んでしまうことを内部被曝といいます。物質によって体内での挙動が異なるので、放射能の強さ（Bq）と被曝量（Sv）の割合は放射性同位体の種類によって異なります。ヨウ素は甲状腺に集中するので、危険度が高い代わりに代謝や減衰も速いもので、 2.2×10^{-8} （Sv/Bq）という係数が知られています。つまり 210Bq の I131 を体内に取り込むと $210 \times 2.2 \times 10^{-8} \text{Sv} = 4.3 \mu \text{Sv}$ となります。この値は数日来上空に舞い上がったものが風と雨によって降り下りたもので、翌日以降下がるのですが、一度刷り込まれた印象が強く、前週に報道されたホウレンソウとともに、大きく市民の行動に影響を与えたようです。

この時点で暫定規制値をこえる値が検出されたのはおもに葉物野菜で、降下物によることは間違いありません。長期的には土壌から吸収されることが心配されますが、土壌から農産物への移行は 1/100～1/1000 程度であることが知られています。

現実には空中に飛散する放射性物質は、3月下旬以降は明らかに減っており、むしろ炉心や燃料プールに冷却のために注入した水に高濃度の放射性物質が溶け込み、海水への漏出が心配されます。3月21日以降、原子力発電所放水口付近の海水のモニターが強化され、海への漏出を防ぎながら、燃料の冷却を続けなければならないという、苦しい対応が迫られることになりました。

海産物の汚染も当然心配されるのですが、物質による移行の割合は研究されており、重金属などは100倍以上に濃縮される一方、ヨウ素やセシウムは10～30倍程度で、ずっと蓄積し続けるものではありません。

Ⅲ. 今後の見通し

1. エネルギー需給の変化

事故を起こした炉の復旧はきわめて困難です。廃炉は不可避ですが、単純に耐用年数に達した原子炉の処分でも相当の手間と時間、費用がかかります。事故炉の始末には技術的にも課題が多く、相当の困難が予想されます。単純に、福島からの電力が絶たれるだけでなくエネルギー需給の根本的な見直し、ひいては産業構造の変化まで至るかも知れません。農水産業への打撃ばかりか、工業生産、流通へのマイナスも大きいでしょう。

2. 国際関係への影響

風評被害は国内にとどまらず、福島からはるかに離れた地域で生産された工業製品まで輸出に困難が生まれていると伝えられます。海外からの支援を仰ぐことが必要になってくるのは、原子力大国であるアメリカ、フランスにとどまらなくなってくるでしょう。

「体育理論」の授業

保健体育科

鮫島 元成 貴志 泉 征矢 範子
中塚 義美 藤生栄一郎

1. はじめに

学習指導要領の改訂に伴い、従来、主に「実技」と関連させて指導されていた「体育理論」の指導時数が、「各年次で6単位時間以上を配当するよう」と明示された。

本校においては従来から「保健体育」の教科書の内容にある「保健編」と「体育編」を2年間で指導し「2単位」の履修としている。

本校の「体育理論」の実践は、今回の改訂の趣旨とは概ね合致しているものの、その実施方法には相違がある（注1）。

「文部科学省高等学校学習指導要領」改訂の趣旨、要点を確認し、本校の実践例を提示し、そして、生徒にとってどのような授業のあり方がよいのか、どのような内容が必要なのかを検討したい。

（注1）

- ① 1年時で「保健編」、2年時で「体育編」をそれぞれ約30時間（週1単位）の授業を行っている。（年次は逆の場合もある。）
- ② 「評定」は「保健」の単位として単独で出している。
- ③ 指導要領において「保健」は「科目」であり、「体育理論」は「領域」である。
*ただし、「保健編」の内容と、「体育編」の内容が類似している項目もあり「体育編」を科目である「保健」の内容と読みかえることも可能である。

本校では1993年にも同じテーマで実践報告をし、その他に、都内の高等学校51校（国立3校、都立29校、私立19校）にアンケートによる「体育理論」の実施状況を調査した。

その調査結果は下の通りである。

- 1. 「体育理論」を授業の中で行っていますか
 - 1) はい 33校（65%）
 - 2) いいえ 18校（35%）
 - 2. どのような方法で「体育理論」の授業を行っていますか（複数回答可）
 - 1) 体育実技の中で行っている 21校（64%）
（授業のオリエンテーションや雨天時）
 - 2) 保健の授業の中で行っている 17校（52%）
 - 3) 「体育理論」の授業として独立して行っている 5校（15%）
 - 4) 集中授業形式で行っている 2校（6%）
- （以下の問い及び回答省略）

それではどのような趣旨で学習指導要領が改訂されたのか、またその要点は何なのか、領域の内容はどのようにになっているのかを「体育理論」に関して学習指導要領解説から拾いあげたい。

2. 保健体育科改訂の趣旨

ア 改善の基本方針

(ア) …略…生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際、心と体をより一体としてとらえ、健全な成長を促すことが重要であることから、引き続き保健と体育を関連させて指導することとする。また、学習したことを、**実生活、実社会において生かすことを重視し…略…**

(イ) 体育については…略…筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて**論理的思考力をはぐくむことにも資することを踏まえ**、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、**基礎的な身体能力や知識を身に付け生涯にわたって運動に親しむことができるように…略…**

3. 保健体育科改訂の要点

(2) 内容及び内容の取扱いの改善について

ア 指導内容の体系化

…略…具体的には、従前においては、入学年次で、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」の中から3または4領域を選択させることとし、「武道」又は「ダンス」のいずれかを含むとしていたことを**改め、中学3学年との接続を踏まえ、「体づくり運動」及び「体育理論」を履修させるとともにそれ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」のまとまりと、「球技」、「武道」のまとまりの中からそれぞれ1領域以上を選択して履修することができるようにすることとした。**

また、その次の年次以降においては、…略…**「体づくり運動」及び「体育理論」を履修させるとともに、それ以外の領域については「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」の中から2領域以上を選択して履修することが出来るようにすることとした。…略…**

イ 指導内容の明確化

…略…また、「体育理論」については、中学校からの接続を考慮しつつ、指導すべき知識の明確化を図り、体づくり運動をはじめ、各領域の「(3) 知識、思考、判断」との内容の整理及び精選を図り単元を構成した。

コ 体育理論

「体育理論」については、基礎的な知識は、意欲、思考力、運動の技能などの源となるものであり、**確実な定着を図ることが重要であることから、各領域に共通する内容や、まとまりで学習することが効果的な内容に精選するとともに、中学校との接続**

を考慮して単元を構成した。内容については、従前、(1) 社会の変化とスポーツ、(2) 運動技能の構造と運動の学び方、(3) 体ほぐしの意義と体力の高め方で構成していたことを改め、(1) スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴、(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方、(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方で構成することとした。…略…そのため「内容の取扱い」に、引き続き、各年次においてすべての生徒に履修させることを示すとともに、指導内容の定着がより一層図られるよう「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に、授業時数を各学年次で6単位時間以上を配当することを示した。

各科目

H 体育理論

内容の取扱い

ク 「H体育理論」については、(1) は入学年次、(2) はその次の年次、(3) はそれ以降の年次で取り上げることを示した。

4. 本校のこれまでの実践例

前述のように、本校では保健体育の教科書の「体育編」の内容を「保健」の授業において2名の教員が担当している。その実践の(1) 学習目標、(2) 学習内容、(3) 評価の例を述べたい。また、3名の教員の「保健編」の実践もその内容を示したい。

①体育理論（体育編）の学習計画

A 体育理論学習計画（中塚）

I. 学習目標

1. 社会現象としての体育・スポーツの理解

体育やスポーツは、世の中の動きと無関係に存在しているわけではない。また、現代の体育・スポーツはいきなり出現したものではなく、歴史的な変遷の過程の産物である。

体育・スポーツをめぐるこのような歴史的・社会的背景を知ることは、体育・スポーツのよりよい理解につながる。そして過去を知り現在を知ることにより、未来への方向性を探ることができる。

2. 合理的・科学的な運動の方法・仕組みの理解

一つひとつの運動には、合理的な良い方法がある。また、日常のトレーニングも身体の仕組みを知った上で科学的に行えばより大きな成果を上げることができる。

II. 学習内容

前 期		後 期	
回数	学習内容・方法	回数	学習内容・方法
1	全体オリエンテーション:「体育」とは何か	15	運動技能の構造と運動の学び方Ⅱ:「うまくなる」には?
2	「スポーツ」とは何か:スポーツ社会学の知見から	16	メンタルマネジメントⅠ:あがりと火事場の馬鹿力
3	「チーム」と「クラブ」のとらえ方	17	メンタルマネジメントⅡ:メンタルトレーニング
4	予備日	18	集団とリーダーシップⅠ:集団の構造と機能
5		19	集団とリーダーシップⅡ:リーダーシップとフォロワーシップ
6	体ほぐしの意義と体力の高め方<教育実習生担当>	20	日本スポーツの発展過程Ⅰ:近代スポーツの受容と学校の役割
7		21	日本スポーツの発展過程Ⅱ:地域に根差したスポーツクラブ
8	体ほぐしの意義と体力の高め方(教生授業補足)	22	メガイイベントの社会学:オリンピックとFIFAワールドカップ
9	運動生理学概論Ⅰ:筋肉の生理学	23	オリンピックとアマチュアリズム
10	運動生理学概論Ⅱ:呼吸・循環の生理学	24	現代スポーツの諸相Ⅰ:スポーツとメディア
11	スポーツ栄養学:いつ、何を食べればよいか	25	現代スポーツの諸相Ⅱ:スポーツと政治
12	外傷・障害とその予防/水分摂取の必要性	26	レジャーライフへ向けて
13	運動と発育・発達	27	予備日
14	運動技能の構造と運動の学び方Ⅰ:「うまい」とは?	28	グループレポート発表会

III. 評 価

1. 日頃の授業への取り組み（出席状況。平常点）

2. 課題レポート

前期 1) 夏休みの課題 … 「何らかのスポーツを観戦し、観戦記を提出せよ」

2) 個人レポート … 「運動・栄養・休養の面からみた私の生活」

後期 1) グループレポート … 3~6名のグループでレポート作成

テーマは自由に設定する

B 体育理論学習計画（鮫島）

I 学習目標

1. 体育、スポーツに関する話題（スポーツ文化、ルール、大会…オリンピック・パラリンピック・高校野球など）を、自分なりに評価し、その効果や問題点を整理し、幅広い考え方を構築する
2. 学校教育の目標の一つは「人命尊重」である。「健康で文化的な生活」をおくるためにはどのような高校生活にしたらよいのか、そして、豊かなスポーツライフを送るためにはどうしたらよいのか、そのための基礎的な知識を学習する
3. 1. で考えた内容をレポートとして文章で表現、主張する

II 学習内容

前期		後期	
回数	学習内容・方法	回数	学習内容・方法
1	教科書・マスメディアの事実と真実、体育とスポーツ、考え方の幅を広げる	15	あがり②、意志の強いスポーツマンの特性
2	現代社会とスポーツ、段階別心理的特徴、スポーツの一般的特性、反抗期	16	体ほぐし、体力の意義、スポーツテストの評価
3	レポート…「自分の段階別心理的特徴を把握する」or「自分の反抗期」	17	体カトレのプログラム
4~6	（教育実習）	18	筋肉と骨格の構造
	「社会の変化とスポーツ」	19	後期テスト(覚えてほしい項目を事前に予告)
7	ルールの必要性、フェアプレーとは何か	20	運動によるけが、病気とその予防
8	スポーツと武道の特性、ルールの相違	21	救命救急、心肺蘇生法の実際
9	体力の意義、部活動の意義、スポーツの危険性	22	スポーツバイオメカニクス①
10	スポーツの危険性②	23	スポーツバイオメカニクス②
11	スポーツのあり方（パラリンピックとルール、ピストリウスの例から）	24	レポートについて（意義と作成形式）、テーマの検討レポート作成のための自習、質問
12	レポート「夏休みの運動経験」	25	1年間の復習
13	夏休みの話題から（女子サッカー、ピストリウス）	26	提出レポートのまとめ（人のレポートを読む）
14	現代社会とスポーツ、障がい者スポーツ、あがり①	27	1年間のまとめ

III 評価（評定のための評価）

- 1、日頃の授業への取り組み（授業中の目線、発表、出席状況など）
- 2、課題レポート
 - ①前期 夏休みの課題（高校野球について考える、スポーツのあり方など）
 - ②後期 テスト（教科書、配布プリントから出題）
 - ③学年 ①+②+「1年間のまとめの個人レポート（400字15枚以上、手書き）」

②保健の学習計画

C 保健学習計画（征矢）

I 学習目標

1. 「生きる」をテーマとし、私たちが生涯を通じて健康に生きるためには、どのような生活を送るべきかを考えさせる。
2. 思春期の自分たちがどのような時期であるかを知り、異性或仲間とともに生きるための知識を学習する。

II 学習内容

前期		後期	
回数	学習内容・方法	回数	学習内容・方法
1	人口動態総覧から日本の死因を知る	15	適応機制
2	平均寿命と健康水準～健康とは	16	心身相関
3	生活習慣病～三大死因	17	ストレスと自己実現
4	生活習慣病～メタボ・食事と予防	18	第一次性徴と第二次性徴
5	喫煙	19	思春期と健康～自分の体・異性の身体
6	飲酒	20	妊娠・出産
7	薬物乱用	21	ビデオ（驚異の小宇宙人体）
8	医薬品と健康～副作用・薬害	22	避妊・中絶
9	感染症～インフルエンザ・世界の感染症	23	AIDS・STD
10	救急救命法	24	出生前診断
11	前期小テスト	25	人工授精・体外受精・代理母
12	意思決定と行動選択	26	脳死
13	大脳と精神活動	27	後期小テスト
14	欲求	28	レポート抄録作り
		29	発表

III 評価

1. 日頃の授業への取り組み

ノートチェック 年4回、小テスト 年2回

2. 課題レポート

①前期レポート課題「みんなに知ってほしいこと」

前期に取り上げた内容からさらに掘り下げて調査する。

②後期レポート課題「生命について」

後期に取り上げた内容から興味を持った内容をさらに掘り下げて調査する。

それぞれレポート用紙10枚以内

D 保健学習計画（貴志）

1. ねらい

- (1) 健康という考え方を、個人や家庭だけでなく、地域、国家、アジア、世界そして政治や商業という観点で見えていく
- (2) 健康という考え方を、障害、民族、性、加齢という観点で見えていく
- (3) 今日の健康を取り巻く諸状況を明確にし、その上で現社会を見ている
- (4) (1)・(2)・(3) も含めて「何故」「常識」を分析しながら、様々な社会現象に批判的に接するきっかけとして保健を位置付けたい メディアリテラシー
- (5) 保健の授業を通して、自分の考えを、自分のことばで文章化させてみてほしい
- (6) 保健を学ぶことは、同時に他者との関係性を学ぶことだと知ってほしい

2. 授業の展開

前期		後期	
	学習内容・方法		学習内容・方法
1	オリエンテーション	14	環境衛生と健康 ゴミ処理と上下水道
2	健康の定義 生活習慣病と健康体	15	ことばとジェンダー
3	健康と食品 DVD『supersize me』観賞	16	物語にみるジェンダー
4	喫煙と健康☆	17	スポーツとジェンダー
5	飲酒と健康☆ ☆印前期教育実習生担当	18	セクシュアルハラスメントとジェンダー
6	薬物乱用と健康☆	19	ジェンダー視点で『back to the future』鑑賞
7	欲求と適応規制、ストレス	20	性の学習 オリエンテーション
8	意思決定と行動選択（対立の構造）	21	エイズと世界の状況★ ★印 NGO に協力依頼
9	対立構造① グループワーク	22	エイズと感染経路、予防★
10	対立構造② グループ発表	23	エイズ感染者手記討論★
11	日常での応急手当、心肺蘇生法	24	エイズ感染予防キャンペーンづくり★
12	感染症とその予防 ノロウィルス☆	25	性の学習 愛の持つ幻想性と行動選択
13	大気汚染と環境 DVD『不都合な真実』観賞	26	性の学習 生殖の性、異常と正常について
		27	保健全体のまとめ

3. 授業の進め方

授業は講義形式が多いが、参加型授業形式、グループワークも実施。参加型授業形式は、必ずしも正答も存在しないし、教師が正答を持っている授業形式ではない。他者の意見を参考に自分の考えを組み立てる授業で、他者と考えを共有する授業形式

4. 評価について

- (1) 前期…「環境問題」「応急手当て」「意思決定と行動選択」まとめプリントを提出
- (2) 後期…「ジェンダー」「性の学習」プリントを提出
- (3) 全体…学年成績は前期・後期の成績を総合評価
- (4) 「書評」提出 前期は、指定図書から最低前期9月末までに1冊、環境問題から1冊 後期は、2月末までに1冊読んで、指定の用紙で提出

E 保健学習計画（藤生）

I 学習目標

1. 「健康」とは何か？～健康の本質を理解する。
2. 健康であるための行動を理解し、現在の自分に照らし合わせ、より良い健康行動、生活習慣へと変えてゆく。
3. 「健康」を単なるブームとしてとらえるのではなく、普遍的に大きな価値あるものとして考えられるようになる。
4. 自らの健康だけを考えるのではなく、障害を持つ人や、子供、老人など、社会全体の幅広い健康を考えられるようになる。

II 学習内容

前期		後期	
回数	学習内容・方法	回数	学習内容・方法
1	平均寿命と健康水準～健康とは	15	ドラッグ、酒、たばこ ①
2	我が国における健康問題の変化	16	〃 ②
3	健康観の歴史の変遷	17	医薬品と健康① 一教育実習生が担当
4	現代の生活と健康阻害要因＝生活習慣病	18	〃 ②
5	環境と健康	19	食生活と健康 ①
6	〃	20	〃 ②
7	〃	21	〃 ③
8	身近な環境問題 環境問題のまとめ	22	適応機制
9	健康診断と体重の考え方 過体重と肥満	23	ストレスと精神の健康
10	スポーツは本当に体に良いものなのか？	24	心身症と精神疾患
11	〃 ベッドレスト実験について	25	自己実現
12	スポーツと水分補給	26	青年期の自立
13	救急救命法 応急処置 AED	27	モラトリアム人間論
14	車いすマラソン 障害者とスポーツ・健康	28	性を考える ①
		29	〃 ②

III 評価

1. 日頃の授業への取り組み（ファイル提出、小テスト）

2. 課題レポート

①前期レポート課題「教生の環境問題を終えて～身の回りのゴミ問題」

②前期末レポート課題「夏の健康問題」「夏の運動実践」「環境問題」から選択

③食生活レポート課題「食生活を考える」のまとめ

④学年末レポート課題

後期に取り上げた内容から興味を持った内容をさらに掘り下げて調査する。

それぞれレポート用紙 10 枚以内

5. まとめ

学習指導要領解説のなかで、「教科の内容」「保健体育科の科目及び内容構成」は次のように説明されている。

保健体育科の属する「科目」は、「体育」及び「保健」の2科目である。

「体育」は「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」、「体育理論」の八つの領域で構成されている。「体づくり運動」から「ダンス」の七つの運動に関する領域については、(1)技能(「体づくり運動は運動」)、(2)態度、(3)知識、思考、判断を内容として示している。また、知識に関する領域については「体育理論」において(1)スポーツと歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴、(2)運動やスポーツの効果的な学習の仕方、(3)豊かなスポーツライフの設計の仕方を内容として示している。そして、「内容の取扱い」として、入学年次において(1)、その次の年次において(2)、それ以降の年次において(3)を取り上げることになっている。本校の実践は、前にも述べたように、科目である「保健」を、領域である「体育理論」の内容で実施しており明らかに指導要領の実施方法から逸脱している。しかしながら、今回の目標の改善項目である「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成」、「健康の保持増進のための実践力の育成」及び「体力の育成」を指導するための一つの試行段階と捉え、この実践の有効性を示していく必要がある。

本校の実践には、「保健」の授業内容の減少が前提となる。そのためには、保健の内容の精選、また体育理論への移行、合併(たとえば、生活習慣病と運動、食事と運動、運動とけが、その応急処置など)、そして、家庭科や公民科(倫理)と共通した教材の精選などの工夫が必要となる。

学習指導要領における体育理論の扱いは、前々回の改訂(平成5年)では体育の総時間数の5~10%程度、前回(平成15年)は「各運動領域の指導に当たっては、『体育理論』との関連を図って指導するよう留意する」という表現、そして今回は上記のように、各学年次6単位時間以上の配当と徐々に体育理論の重要性が示されてきている。しかしながら、限られた時間数の中での体育実技との時間数のバランスの問題、6時間で指導する内容、実技と理論の内容の関連性、位置づけ、そしてその評価はどうするのかなど、実践するには困難が多い。

本校のこれまでの実践は、(旧)国立大学附属学校に課せられ授業の実践研究として公開されている。しかし、この実践がすべて肯定されるものではなく、これらを一つの材料として平成25年度からの新学習指導要領実施にむけてさらに研究していかなければならない。最終的には生徒に還元できる授業づくりでなければならない。

この内容は、「第61回高等学校教育研究大会」(本校主催2011年12月3日実施)で提示したものに加筆をし、研究資料としてまとめたものである。(文責 鮫島元成)

参考・引用文献 高等学校学習指導要領解説 保健体育編(平成21年12月)文部科学省
筑波大学附属高等学校研究紀要34号(平成5年)筑波大学附属高等学校

授業報告：総合的な学習の時間「スポーツとジェンダー」

—附属高校男子部活動における女子マネージャーの存在—

貴 志 泉



I はじめに

本講座は、2005年大学運動部マネージャーをしていた卒業生の女性（以下Aさん）に相談を受けたところから始まった。相談内容は、その運動部は80年を超える歴史を持ち、2004年大学選手権優勝もしている部の主務（チーフマネージャー）についてだった。いままで女子学生が主務になったことがないのだそうで、Aさんは現在副務で来年主務になるのだが、OBなどからクレームがついているというのである。結果的にはAさんは2006年主務として活躍したが、ずっと現在でも心に引っ掛かり続けているそうである（彼女の卒業後この大学の主務は男性だけが行っている）。この話を聞いたとき、1974年大学運動部で自分がマネージャーを引き受けた頃を思い出した。創部以来初の女性マネージャーをシーズン途中で辞めさせ、男性である自分がマネージャーになったことを。監督は次のようなことを話していた。「やっぱり男がいいな」

1970年代と2000年代を同じ土俵で論じることは難しいが、1970年代の大学運動部には絶対的な「先輩後輩」の構造があり、そこにいた男子マネージャーはホモソーシャルという男性だけの連帯する社会に生きていて、部活動を補完していた。一部大学は、その「先輩後輩」社会を、2000年代に入っても心地よい郷愁として維持しようとし、近づいてくる女性を嫌悪し排除しようとするのであろう。1961年から始まった加山雄三主演の東宝映画「若大将シリーズ」でも、京南大学運動部マネージャーが登場している。主人公田沼雄一の友人で、運動部マネージャーのステレオタイプとして描かれている。

2008年4月の慶應学生新聞に『慶應の看板を裏で支える ～体育会マネージャーの実態』というタイトルの記事があったが、そこでもホモソーシャルな大学運動部の実態が見え隠

れていたものであった。翻って高校男子運動部における女子マネージャーはどんな意識を持ち、部員は彼女らの活動をどうみているのか知りたくなった。以上が 2009 年総合的な学習の時間に手を挙げた理由である。スポーツにおけるジェンダーの関わりを学習させながら、筑波大学附属高校男子部活動での女子マネージャーの意識を調べようとしたのが本講座である。

II 高校男子部活動とジェンダー

2010 年 2011 年 2 年連続ベストセラーランキング 1 位の岩崎夏海著『もし高校野球の女子マネージャーがドラッグの「マネジメント」を読んだら』に次のような一節がある。野球部員である二階正義にマネージャー川島みなみが「私は野球部をマネジメントするの」と語ったとき、「野球部の女子マネージャーが、野球部のマネージャーに。『マネジメント』を読んで、野球部をマネジメント…」「まじかよ」と二階が言う。このストーリーは、川島みなみが入部を決意するところから始まるのだが、2009 年発刊のストーリーに女子マネージャーへの部員の嫌悪感は書かれていない。高校部活動では、女子マネージャーの存在なくしては語れなくなってきたように思われる。

高井昌吏は次のように言っている。

女子マネージャーに関する論争は、1960 年代からの朝日新聞で始まった。男子運動部のマネージャーという役割は基本的に男性が担っていたのであるが、高度成長期からはマネージャーとして女性が参入してきた。そこで起こったのは「男性スポーツは女子禁制である」「女なんかはマネージャーはできない」という保守的かつ女性蔑視的な思想と、「女子マネージャーは女性が男性集団に参加して、男なみになることである」という思想のぶつかり合いであった。「女子マネージャーを認めない」という意見の担い手は、高野連幹部や保守的な教師であり、容認派は女子マネージャー自身と進歩的教師であった。…70 年代以降になると女子マネージャーに対する女性蔑視的な見解よりも、むしろそのジェンダー性が強調され、女子マネージャーの働きぶりを美化するような記事がしばしば現れる。女子マネージャーに関する論争や批判はまったく消え去り、むしろ男性の選手たちをかげで支える存在として、あるいは男性を癒す存在として描かれている。

高度経済成長期の 1954～73 年、家庭における性役割分業が進む中で、女性＝主婦であり家事をおこなう人が「ふつう」になっていった。さらに言えば主婦は母であり、家族を癒し励まし支える存在になった。ミニ社会である高校において、女子マネージャーたちは閉鎖的な男性集団をこじ開けた戦士から男子選手にとっての母親に変わっていったのである。そして 80 年代に入るとあだち充の漫画『タッチ』が爆発的に売れ、テレビや映画でアニメとして「女子マネージャー浅倉南」が流され、80 年代以降のマネージャー像ステレオタイプが確立された。女子マネージャーたちは、意図的ではなかったにしてもジェンダー秩序の構築に協力してしまったわけである。

更に 1980 年代についての高井の発言を見てみたい。

運動部マネージャーのマジョリティーが女性となった1980年代後半は、社会では「女性の時代」という言葉が大きく叫ばれていた。法整備の点では、1985年に日本が女子差別撤廃条約を批准し、翌年には男女雇用機会均等法が改正された。そして政治では、1989年の参院選で土井たか子率いる社会党が躍進し、多くの女性議員が誕生した。こうした社会の動きを背景に、女子マネージャーが男子運動部の一員であるにもかかわらず、男性集団から排除されていること、日頃から男子部員と同じくらい努力しているにもかかわらず、特に高校野球において、公式大会のベンチから締め出されていることが問題視されるようになったのである。

しかし、1993年地方大会から始まる女子マネージャーのベンチ入りは、高校野球イメージ戦略の一環であって、必ずしも上記の男女雇用機会均等法他の影響ではなかった。サッカーJリーグ開幕の年でもあり、危機感を持った高校野球関係者とメディアによってベンチ入りが決まったといっても過言ではない。裏方として頑張ってきた女子マネージャーに晴れ舞台ができたのであるが、一方で女子マネージャーに対するジェンダーからの眼差しはより固定的になったと言える。

そうはいつでも2000年代の女子マネージャーたちはしたたかである。教師や大人たちが女子マネージャー像を固定化し続けても、単なる裏方役やマスコット役から自分たちの理想であるマネージャー像を作り出そうとしている。現状は『もしドラ』川島みなみはフィクションの中の存在かもしれないが、いずれ殻を打ち破りマネジメントを行うマネージャーが生まれてくると思う。

Ⅲ 2009年講座「スポーツとジェンダー」授業記録 参加生徒3年生11名

Ⅲ-1 授業で触れたジェンダー

①ハリウッド映画におけるジェンダー視点

ディズニー作品におけるジェンダー観の変遷

どうして、映画からなのかという疑問への回答は、生徒をジェンダー視点で諸相を眺めていくとき、理論から入るには抵抗が大きいからである。興味を持たせる方策として映像を手段とした。感覚として捉えてから理論的な内容に立ち入り、現実を分析していこうというのである。

『リトル・ダンサー』2000公開

主人公ビリー、父親と兄、ダンスの先生、親友マイケルが男らしさについてふれるシーンが興味深い 父「男はフットボールかボクシングかレスリングだ！」

『パイレーツ・オブ・カリビアン』2003公開

ディズニー映画における男らしさ女らしさを、登場する女性たち（ヒロイン・エリザベス、酒場の女）たちの描かれ方、男性たち（特にキャプテン・スパロウ、ウィル・ターナー）の描かれ方で眺めることができる

『魔法にかけられて』2007 公開

魔法の世界のジゼルと王子エドワードそして現代ニューヨークのロバートとナンシーの4人の描かれ方から、魔法の国とニューヨークでの男女の関係性について対比させながら眺めることができる。また、映画は、監督や製作者は何を語ろうとしているのか探ることの大切さを見てほしい。ジゼルのドレスが機能性に劣ることがわかるが、どうしてこのドレスなのか考えるきっかけにもなる

『バック・ツー・ザ・フューチャー』1985 公開

1985年にいるマーティが過去1955年の両親や、悪童ビフに出会う。時代による男らしさのギャップが映画のシーンにでてくるあたりを観る。1955年当時の男らしさはケンカの強さであり、車の大胆な運転だと表わしている

『プリティ・リーグ』1992 公開

女性監督ペニー・マーシャルがジェンダーや人種を意識した作品作りをしている。女性が勝負をかけて闘うことへの嫌悪感、当時の女性にとってのプライオリティは闘いよりも男を得ることであると語っている。また、1943年女性野球設立当時、いわゆる白人と黒人は分離されていた。それをこの監督が皮肉るシーンがある。作品の中盤、ゲーム前のキャッチボールのボールがそれて、通りがかった黒人女性グループの前に転がる。拾って投げ返すが、剛球なのである。何の脈絡もなくほんの10秒ほどのシーンだが、観客に訴えるには十分であった。当時の社会に存在した暗黙のルールがあちらこちらに見え隠れする

『ミリオンダラー・ベイビー』2004 公開

「女は教えない。ボクシングを習いたいなら別のジムへ」親子関係を語る映画作品ではあるが、随所に見える女性とボクシングと男性を観る。最後は、生命倫理の問題を知識ではなく、感情で語って締めている

上記映画に対して、2009年授業当時の日本のドラマや映画ではどうだろうか。ジェンダーという視点を持って制作されていないものが圧倒的だと感じられる。

『おくりびと』2008 公開

全篇にわたってジェンダー意識が見られず、男女の描き方が固定的。妻と夫の関係をあうんの呼吸で生きているように描いたり、夫の転職にクレームをつけず耐える妻と寡黙な夫など、日本の古典的な夫婦関係を音楽そして美しい風景に乗せている。納棺師になった最初の仕事シーンでニューハーフの青年の死を持ってきて化粧するのだが、納棺師→死化粧→男性にも→ニューハーフという短絡的思考でつかみをおこなっている

『坂の上の雲』NHK2009～

明治維新当時の男女の関係を映像化した時、家訓を語る婆やのことが不十分。明治になって無礼な下級武士が姫に対等に口を利くのはあり得ても、姫が男性にしかも下級武士に公の場で口を利かないし、婆やがそれを咎めないのはありえない。男性目線による近代日本史を描き、女性たちは歴史のわき役とするステ

レオタイプの作品

『仁』TBS 2009 前述の2作品に比べると、脚本家森下佳子がジェンダー意識を持っていることがわかる。主人公が江戸時代末期、未婚の女性と歩いた時、一緒にいる子どもの語りで武家の娘は男性と並んで歩かないんだと言わせているシーン。武士が部屋で泣くとき、同室に男を配しても、女性は廊下で障子越しに聞いている。また、登場する武家の娘にも焦点をあて、自立の過程を見せてくれているが、原作の漫画には見られないシーンである

②英国での産業革命とスポーツそして女性

近代スポーツが生まれたころの女性とスポーツを、社会階層とともにみる

③オリンピックの歴史と女性参加

アリス・ミリアの運動とクーベルタンの反応。アリス・ミリアの交渉術も知ることができる。「真の五輪勇者は男性だ。女性は、自らを公の場で見せ物にしない限り、スポーツを行うなどとは言わないが、女性の主たる役割は、勝者に冠を授けることであるべきだ」というクーベルタンのことばからオリンピズムをみる

④アメリカにおけるスポーツと女性 20世紀スポーツファッションの移り変わり

女性と恥じらい、男性の視線を意識したファッション感覚を見る

⑤スポーツとセクハラ

セクシュアルハラスメントが権力の構造上にあることと、スポーツの世界ではクレーマーは異常という認識が作りやすいことを知る

⑥男子校（女子校）の校訓とスポーツ

男子校には質実剛健的な校訓が存在し、男を再生産している

⑦日本テレビ系列『ブカツの天使』『全国の高校運動部の現場を取材し、部を陰で支えるマネージャーの目を通してひたむきに部活に取り組む若者たちの姿をレポートする』

実際にはステレオタイプとしての女子マネージャーが語られている

Ⅲ－2 授業の流れ

回数	月日	学習内容 ・ 学習活動
1	4/13	オリエンテーション ジェンダー定義 ジェンダー概念
2	4/20	映画をジェンダー視点で見る①リトル・ダンサー
3	4/27	映画をジェンダー視点で見る②パイレーツ・オブ・カリビアン
4	5/11	映画をジェンダー視点で見る③パイレーツ・オブ・カリビアン

5	5/18	英国での産業革命とスポーツそして女性
6	5/25	オリンピックとアリス・ミリア④魔法にかけられて
7	6/1	アメリカとスポーツとファッション⑤魔法にかけられて
8	6/15	スポーツとセクシュアルハラスメント
9	6/22	男子スポーツとマネージャー⑥バック・ツー・ザ・フューチャー
10	6/29	マネージャー文献紹介 ⑦バック・ツー・ザ・フューチャー
11	7/6	桐陰祭にむけて インタビュー項目作成
12	7/13	桐陰祭発表準備 インタビュー実施後の資料整理
13	9/7	桐陰祭発表準備
	9/12&13	桐陰祭当日
14	9/28	インタビュー分析方法の提示
15	10/19	再インタビュー、インタビュー補完準備
16	10/26	各グループ研究 ⑧プリティリーグ
17	11/2	各グループ研究 ⑨プリティリーグ
18	11/9	各グループ研究 日本のドラマとジェンダー
19	11/16	研究発表
20	11/30	全体の振り返り ⑩ミリオンダラー・ベイビー
21	12/7	記念写真撮影 ⑪ミリオンダラー・ベイビー

Ⅲ－３ 男子運動部の女子マネ

スポーツは競争性と社交性を合わせ持つ文化であり、いわゆる「男らしさ」や「女らしさ」はスポーツにも存在する。 ※以下、生徒たちが使うことば「マネ」を使用する

マネ（マネージャー）のイメージ：

- ・ 献身的 ・ 奉仕的 ・ 雑用係 ・ 縁の下の力持ち ・ かわいい ・ アイドル的存在
- ・ 癒し ・ 和み ・ 世話焼き ・ 気配り ・ 機転が利く ・ 優しい ・ 細やかな心遣い

女子マネとは日本における「女性」再生産論争と大きくかかわりがある。マネ（女性）＝母親イメージなのか。マネは、選手がスムーズに動けるために世話をする。そこが「母親」イメージとかぶっているのだろうか。家族を癒し励まし支える母親像とマネを重ねているのかみてみたい。近代の家族における「期待される性別役割分業」が規定する「女性役割」にマッチしているのではないか？ 「女性」を再生産し、イメージを植え付けている？
そこで、『女子マネージャーの誕生とメディア』高井昌吏を参考に、筑波大学附属高校男子運動部における女子マネの活動と思いをインタビュー調査し、分析を試みた。

<対象運動部> サッカー部 野球部 バレーボール部 バスケットボール部

Ⅲ－４ インタビュー項目 ※インタビューによって多少は異なる

- 1. 入部動機
- 2. 仕事内容 練習 試合 その他
- 3. 仕事内容 (嫌いなもの、選手自身にやってほしいもの)
- 4. 選手、顧問に求められているもの
- 5. 部内恋愛はあり？
- 6. やりがいを感じる時は？
- 7. 選手への不満あげるとしたら？
- 8. 他の女子マネとの関係は？いやなところは？
- 9. 週に何回出る？
- 10. 男子マネはどう思う？
- 11. マネは部活のマスコットというイメージ？
- 12. マネになったのは女子集団より男子集団のほうが爽やかなイメージ？

再インタビュー&インタビュー補完

- 男子部員へのインタビュー 男子部員から見る女子マネ
- すべての学年の女子マネへのインタビュー

Ⅲ－５ インタビュー結果

Kaw・Kob：バスケットボール部 Tam・Has：サッカー部

Ish・Har：野球部 Kik・Sat：サッカー部

Sak・Tay・Hir：バレーボール部

ここでは野球部を担当したメンバーのコメントを載せたいと思う。野球部を担当した I と H は今回の研究調査でわかったこととして次のように述べている。

- 部員は部活の事務運営部分をほとんど知らないという。マネの仕事は前から引き継がれたものだが、女子はプレーできない競技だということもあって、選手とマネの性別が、男・女ははっきり分かれているこの部活の場合、男子が女子に面倒な仕事を丸投げにしているともとれ、それは大きな捉え方をすれば、男子が自立していないとも考えられる。以前、先生が話した自分の服のしまっている場所を知らない夫のようなイメージ (I)
- 筑波 (附属高校) では、男子は「父親」、女子は「母親」というような意識が薄く、また、男女交友関係がすぐに恋愛に結びつくことなく純粋な友情になりうる意識が強いように感じられる。そういう点では、女子は独立しているという意識が男女ともに強いといえるかもしれない。インタビューをしたマネさんに限ったことかもしれないが、マネの仕事への動機は、男子だけの熱い関係 (ホモ・ソーシャル) への魅力や、選手に尽くしたいという気持ちからではなく、純粋にそのスポーツが好きだということだというのは普段の言動からも確実に感じ取れる。 (I&H)
- 野球部に関しては、マネの立ち位置というのは、人数が少ない部員がプレーに専念できるように部員の代わりに部活の事務的運営や器具、飲み物の用意などを行う、部員にとってありがたい存在だ

と解釈できた。事務的部分は女子マネに一任されているということもわかった。この点、マネは誇りをもって仕事ができているように感じられた。しかし、これをジェンダーの視点で考えてみるとどうだろうか。男子はマネにならないという意見は、やはり、社会の「男はプレーするものであって、支えるものではない、支えるのは女だ」という風潮（いや暗黙の了解というべきか）を反映したものだと考えられる。こうした風潮が私たち全員のなかにあるのだとすれば、やはりこの部活では、選手・マネという関係と男・女という関係はイコールであるという意識は強く、突き崩しにくいものだと考えられる。(I)

- ・マネの延長上に選手がある、つまりプレーがあまりできない人がマネをやる、という仕組みではなく、選手とマネはまったく別のものとして存在し、それぞれが独立した「仕事」として確立している。そのため、部員は部の運営にかかわる事務的な仕事のやり方を知らないようだ。これはマネがいなくなったとき、あるいはマネが入部しなかったときに、主将の負担が増す、または部の運営が滞る、という問題を引き起こすが、この問題は部員同士が協力して仕事をこなして解決するしかない。部活が「選手」と「マネージャー」という対等な「部員」によって構成されていることの現れだ。組織というものは、それぞれの役割を担う人がそろってはじめて合理的に機能する。プレーをする「選手」だけでは部活は成り立たず、「選手」がプレーに専念できるように支える「マネージャー」もそろってはじめて成立し、日々の活動が円滑に進むのだ。
- ・今のマネがこなしている仕事は、「マネージャーの仕事」として代々引き継がれてきたものであるようだ。この仕事内容はマネとして入部するときに説明されると思うから、マネの人たちはこの仕事をやりたくて入部しているということか。「マネージャー」として入部する以上、表舞台に立つチャンスはほとんどない。確かに「management」というマネ本来のやりがいのある仕事ができるが、やりがいがある以上同等の責任、そして面倒事も生じるだろう。まして、雑用も仕事に含まれるとなればなおさらだ。プレーヤーとは異なる、別の責任がある。気軽な気持ちでは務まらない仕事であるように思われる。
- ・インタビューを通して、改めて「マネは女子がやるのが普通」という私の先入観と、女子マネに対する私の誤った認識を痛感した。マネの仕事は女性、男性という区別に基づいて成立しているのではなく、「マネージャー」という役割の人がこなすべき仕事であり、女子でも男子でもやることができる。しかし「男子マネージャー」に関しては同じマネである人も少し違和感を覚えるようだ。女子がマネとして入部してきても、単にマネをやりたいのだな、としか思わないが、男子だったら、怪我をしているのか、勉強に力を入れたいのか、などと理由を勝手に想像してしまう。これは、高校の部活という門戸が開かれた世界において考えているからではないかと思う。高校の部活ならあまり上手にプレーできなくても、レギュラーにはなれないかもしれないが、プレーすることができる。退部することやマネになることを勧められることはない。だから男子マネージャーがいると、なぜプレーしないのかと疑問に思うのだろう。
- ・インタビューの中で一番印象に残った言葉は、「マネも選手も、部員として対等である」という言葉だ。各部員が部員であることに誇りを持ち、やるべき仕事をこなす。これが組織としての部活のあるべき姿なのかと思った。(H)

IV授業後の感想

今回のスポーツとジェンダー（総合的な学習の時間）を通しての感想は、第一希望でなくて参加した生徒を引き込むことの難しさだった。そのため、必要以上に映画を見せることになった。また、月曜日の1.2時間目授業なので、学校外からゲストに来てもらうとか、こちらから出かけていくことができなかった。しかし、結果的に生徒の感性への揺さぶりから入ったり、ドラマの見方を示すことができたことは収穫でもあった。Kaw&Kobは感想として「自分たちの身近なテーマからジェンダーについて考えることで、テレビを見たとき、働くようになったときなど、何気ない時に少しジェンダーについて考えられるようになるキッカケをつくることができました」と言っている。

また、与えることは、同時に受け取ることも多いというが、生徒たちとの授業中のおしゃべりから教えられることの多さにびっくりした。生徒の感じ方の多様性を勉強させられた一年でもあったわけである。

Vまとめ

調査結果として、コメントを載せたメンバーのことばから見えてくることがある。「部活が『選手』と『マネージャー』という対等な『部員』によって構成されていることの現れだ」「マネも選手も、部員として対等である」といいながら、一方で「男子が女子に面倒な仕事を丸投げにしているともとれ、それは大きな捉え方をすれば、男子が自立していないとも考えられる」という。女子マネージャーたちのことばと、部員たちの思いにずれがあるように思われる。仕事が分担され部活動として成立しているといいながら、部員はマネージャーに頼っている部分があるようである。このことに気づくところで講座は終了してしまった。しかし、受講した生徒たちは、感想にもあるように、「何気ない時に少しジェンダーについて考えられるようになるキッカケをつくることができた」と言っている。

一般的に、掃除、食事の用意、子育てにも関わる男性の率が高くなり家庭内性別役割分業も徐々に変わってきているように、女子マネージャーの仕事も変化してきている。受動的な活動であった「女子マネ」が、主体的に仕事の範囲を広げてきたと感じる。しかし、筑波大学附属高等学校という社会の中では、女子の意識の変化に対して男子の変化が遅れているように思う。そのことが今回の調査で見えてきた点である。男子高校生への介入が必要であることを実感させられた。

男たちよ！女たちは立ち止っていないぞ！すでに変化しているぞ！

VI引用文献

- 高井昌吏 2004 「女子マネージャーに関する差別論争の歴史」
日本スポーツとジェンダー学会第3回研究大会ワークショップ発表2
- 岩崎夏海 2009 もし高校野球の女子マネージャーがドラッガーの『マネジメント』を
読んだら ダイヤモンド社

VII参考文献

- あだち充 1981 タッチ 少年サンデー 小学館
- 岩崎夏海 2009 もし高校野球の女子マネージャーがドラッガーの『マネジメント』を
読んだら ダイヤモンド社
- 江刺正吾 1994 甲子園とジェンダー 高校野球の社会学 63-82 世界思想社
- J. A. ルーカス他 片岡暁夫訳 1980 現代アメリカスポーツ史 不昧堂出版
- 高井昌吏 2005 女子マネージャーの誕生とメディア ミネルヴァ書房
- 多賀 太 2006 男らしさの社会学 世界思想社
- 畠山幸子 2000 クラブ活動における性別役割分業 学校をジェンダーフリーに 81-98
明石書店

修学旅行スノーケリング実習へ向けた取り組み

－ 2011 年度 121 回生第 2 学年の実践 －

征矢 範子, 宮崎 明世

1. はじめに

本校の修学旅行は、学年の意向で行き先や学習の目的が決定する。これまでも沖縄での修学旅行において、スノーケリング実習を中心とした海洋実習を行ってきた。その形態は生徒全員を対象としたもの、選択した生徒を対象としたものがあった。2011 年度 121 回生学年団は、修学旅行の行き先を沖縄に選定する際、スノーケリングを中心とした海洋実習を全員に体験させることを決定した。沖縄県渡嘉敷島の世界で有数の美しい海で、選択制ではなく、全員にスノーケリングを体験させることは、生涯スポーツとしてのマリンスポーツにつながる、貴重な学習体験になると考えた。

スノーケリングは水中で視界を確保するための「マスク」、顔を水に付けたまま呼吸を可能にする「スノーケル」、楽に大きく移動することができる「フィン」の 3 点を装着し、海面に浮いている状態で海中を観察するスポーツである。レジャーとしての要素も高く、年齢を問わず手軽に取り組むことのできるスポーツとして人気が高い。ウェットスーツやライフジャケットといった浮力体を用いて海面にうつぶせで浮き、海の生物を観察する。潜るという行為は行わないため、泳ぐことが苦手な人でも安全に取り組むことができる。これは、ウエスト部分に重りを装着し、水中へ潜るスキンドイビングとは分けて考えなくてはならない。また、水中で酸素ボンベ等を使って呼吸をしながら水中を観察できる、スクーバダイビングへの導入としても効果がある。

安全で人気の高いスノーケリングではあるが、自然を相手にするスポーツであることを忘れてはならない。修学旅行直前の 2011 年 9 月には、沖縄県石垣島で女性 4 人がスノーケリング中に強い離岸流により沖に流され、16 時間漂流して救助される事故が起きた。個人でのスノーケリングでは、海や気象の状況を自分で判断し、安全管理を行わなくてはならない。スクーバダイビングと違い、ライセンスの必要ないスノーケリングであるが、指導者や観察者の下で、安全を確保し行うことが望ましい。スノーケリング中の事故の多くは、①スノーケルクリアのミスによる海水誤飲、②マスクに水が入る、③不慣れなフィンの操作、などによりパニックに陥ることが原因である。これらの問題を防ぐためには、事前にインストラクターの指導を受け、練習することが必要である。

学年全員 240 名が安全にスノーケリングを楽しむためには、十分な計画と事前準備が必要となる。沖縄渡嘉敷島でのスノーケリング実習を成功させるために行った事前準備と沖縄での実習を中心に 2011 年度修学旅行について、報告する。

2. 学校および大学における事前実習

1) 用具の購入

一般的に商業化されているスノーケリングでは、担当するダイビングショップから道具の貸し出しが行われる場合もあるが、本校が学校行事の中でスノーケリング実習を行う目的は、マリンスポーツであるスノーケリングを、生涯スポーツとして卒業後にも親しむ素養を身につけることであるため、マスクとスノーケルの2点については各自持参させることとした。販売は、野外運動を専門とする大学教授から紹介された業者に依頼し、生徒の約8割が購入した。フィンとウェットスーツは貸し出しを行った。

2) 筑波大学における事前実習

沖縄で240名全員にスノーケリングを実施するにあたり、水泳が苦手な生徒への配慮が必要となる。海中で足のつかないところでも安全に落ち着いて行動できるよう、事前に実習を通して学習をする必要があると考え、筑波大学との連携による学年全員へのスノーケリング事前実習を計画した(表1)。これまでの本校のスノーケリング実習の事前指導は、大学の教員および大学院生に協力を要請し、本校のプールなどの施設を利用して行ってきた。今年度は大学の施設と人材を最大限に活用すべく、大学での実習と大学見学、周辺研究施設の見学を兼ねた実習を計画した。この計画にあたって問題となったのは240人という人数であった。240名が一斉に動くとなると受け入れ施設や指導員の数など、さまざまな問題が生じた。そこで生徒を半分の120名に分け、午前と午後の活動を交代して行うことで問題を解消した。

実習の実施概要は、1・2・3組(120名)、4・5・6組(120名)に分かれ、大学構内で行う「実習・大学見学」と、つくば市にある研究施設を訪問する「研究機関見学」にそれぞれ半日ずつ、交代で行うこととした。「実習・大学見学」は講義・実習・見学をそれぞれ1時間ずつとし、講義を120名全員で受けた後、60名が大学見学、60名がスノーケリング実習に分かれて1時間ずつ交代した(図1)。

つくばエクスプレス線つくば駅に時間差で集合し、まず午前グループが3台のバスにクラスごとに乗車、筑波大学で下車した後、バスは駅に戻り、午後グループの研究機関見学の生徒が乗車した。研究機関は3コースを用意し、クラスを越えて各自の興味により選択させた。コースごとにバスに乗車し、筑波大学周辺の研究機関の見学を行った。

表1 筑波大学事前実習概要

<p>1. 筑波大学における実習（半日）</p> <p>①吉田章教授「沖縄の自然とマリンスポーツについて」講義（1時間）</p> <p>②スノーケリング体験実習 筑波大学屋内プール（1時間）</p> <p>③卒業生・教育実習生の案内による大学見学（1時間）</p> <p>2. 筑波研究学園都市研究機関見学（半日）</p> <p>Aコース「地図と測量の科学館とサイエンススクエアつくば」40名</p> <p>Bコース「国立科学博物館筑波実験植物園」40名</p> <p>Cコース「(独)宇宙航空研究開発機構（JAXA）筑波宇宙センター」40名</p>

○午前グループ

8:20	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	12:50	13:00	16:00
	バス 移動	吉田章先生 講演会	プール実習 大学見学	大学見学 プール実習	昼食			研究機関見学 グループA B C
駅 集合	出発				大学 集合	出発		駅 解散

○午後グループ

8:50	9:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:20	16:40
		研究機関見学 グループA B C	昼食	吉田章先生 講演会	プール実習 大学見学	大学見学 プール実習		バス 移動
駅 集合	出発		大学 着			大学 出発		駅 解散

図1 筑波大学事前実習日程

3) 講習内容

大学での実習は、野外教育を専門とする大学教授による講義の後、プールに移動して実習を行った。講義は、筑波大学の吉田章教授による、沖縄の自然とマリンスポーツに関する内容であった。震災を受け、施設の一部が崩壊している厳しい状況であったが、避難経路の確認と避難場所を事前に申し合わせての講義となった。スノーケリング実習は筑波大学の50mプールで行った。60名を15名ずつの4班に分け、筑波大学水泳研究室の大学院生4名に指導を依頼した。さらに、泳ぎが苦手な生徒への対応としてダイビング指導員の資格を持つ大学院生1名に個別対応を依頼した。実習での指導内容は、マスクの付け方からフィンの装着、実際に水の中でのスノーケルクリア、マスククリア、

フィンをつけての泳法や立ち上がり方など、スノーケリングの基本となる技術を中心とし、実際に水中で体験することを目標とした。これらの指導内容については、筑波大学において事前に打ち合わせを行った。見学者については所属する各班の近くで見学し、後日学校のプールで同程度の補習を保健体育科の教員が行った。

大学見学の60名は、5月に本校に教育実習に来ていた大学4年生12名の案内で、10名程度のグループに分かれて大学の施設見学を1時間程度で行った。生徒の要望に応じて研究室の見学や図書館、大学会館などの大学の施設に触れ、将来の進学へのイメージを作ることができた。昼食は筑波大学の食堂を利用して、各自で取るようにした。

3. 沖縄修学旅行における海洋実習の事前準備

1) 海洋実習計画

実習場所は沖縄渡嘉敷島青少年交流の家、海洋実習センターのある渡嘉志久ビーチを利用した。他学年の修学旅行引率による2回の下見と、直前の打ち合わせを1回行った。240名を1・2組、3・4組、5・6組の3グループに分け、1グループあたり80名とした。スノーケリングの他にカヌー・カヤック、ビーチ活動の3つをグループごとに1時間20分ごとのローテーションで実施するよう計画した(表2)。カヌー・カヤックは青少年交流の家職員の方に指導いただき、ビーチ活動は各クラスの修学旅行委員に計画させた。

表2 修学旅行海洋実習行動日程(計画)

時間	生徒の活動		
	1・2組	3・4組	5・6組
7:00~7:30	朝の会		
7:30~	朝食(2クラスごと20分の時間差)		
9:00~	バスで移動(20人乗りのバス数台でピストン輸送)		
9:30~10:00	実習についてのオリエンテーション		
10:00~11:20(A)	スノーケリング	カヌー・カヤック	ビーチ活動
11:20~12:40	昼食(キャンプ場でBBQ)		
12:40~14:00(B)	ビーチ活動	スノーケリング	カヌー・カヤック
14:00~15:20(C)	カヌー・カヤック	ビーチ活動	スノーケリング
15:20~16:30	更衣と清掃(1・2組艇庫内と洗い場、3・4組活動場所とビーチのゴミ拾い、5・6組トイレとシャワー室)		
16:30~	バスで移動(20人乗りのバス数台でピストン輸送)		

2) 実習エリアの拡大

通常、青少年交流の家でのスノーケリング実習で利用するエリアは、40名を想定して区切られている。80名という人数が入るにはエリアの拡大が必須である。グループ数を3つにすることは、1グループあたりの実習時間をできるだけ長く確保することにより、実習の成果を高めるためであった。このため、青少年交流の家職員の方には通常40名しか入れないエリアを80名に対応できるよう拡大を依頼し許可を得た。

3) インストラクターの人員確保

青少年交流の家では、安全の確保から10名につき2名の指導者を配置することが条件とされている。1グループあたり80名であるため、8班で16名の指導者が必要となった。スノーケリング実習には、筑波大学・吉田章教授の紹介により地元渡嘉敷島のダイビングショップで16名のインストラクターを確保することができた。過去の実習では本島のダイビング協会等に依頼していたが、地元の海を良く知るインストラクターに指導を依頼することで、より充実した実習ができると考えた。

4) 道具の確保

11月の渡嘉敷島は、気温・水温ともに25℃前後で、快適なスノーケリング実習のためにはウェットスーツが必要であると判断し、青少年交流の家でウェットスーツとフィンのレンタルを依頼した。青少年交流の家職員と事前にウェットスーツ・フィンの数の確認を行い、80名全員が着用可能であることが確認できた。受け渡しに時間がかかることが想定されるため、3グループで同じサイズを着用する者同士で顔と名前を事前に確認し、生徒同士が直接手渡しで受け渡しを行うようにした。

5) 安全の確保と保護者への説明

生徒の安全を確保するために、青少年交流の家職員による岸からの観察、水上スキーによる巡視を依頼した。当日体調をチェックできるよう健康チェック表をしおりに載せ、体調不良者は担任が確認することとした。直前の11月5日に行われた保護者会では、配布資料により保護者への安全管理の説明を行った。

4. 沖縄修学旅行の実際

1) フェリー欠航に伴う計画の変更

11月20日～24日、4泊5日の日程で沖縄修学旅行が行われた。全体の概要は、1日目にフェリーで渡嘉敷島に渡り、2日目は海洋実習、3日目に本島に戻り班別行動、4日目に目的別班別行動、5日目戦跡見学となっていた(表3)。

表3 修学旅行日程(計画)

11月20日	1日目	羽田→那覇	フェリーで渡嘉敷島へ	青少年交流の家宿泊
11月21日	2日目	終日海洋実習		青少年交流の家宿泊
11月22日	3日目	フェリーで本島へ	半日班別行動	首里城見学 残波ロイヤル宿泊
11月23日	4日目	終日目的別班行動(体験学習)		残波ロイヤル宿泊
11月24日	5日目	南部戦跡見学	那覇→羽田	

しかし、羽田空港から飛行機で出発する直前に、高波により渡嘉敷島に渡るフェリーの欠航が決定し、予定を大幅に変更することを余儀なくされた。国際通り近くのホテルに宿泊、1日目は班別行動で国際通り近くを散策することとなった。生徒達が班別行動を行っている間、教員と添乗員による予定の変更をいくつかのパターンで考え、検討を重ねた。午前中渡嘉敷島へ渡ることができた場合、半日でも海洋実習が可能かどうか、また安全に行うことができるかどうか、青少年交流の家やダイビングショップと電話で検討し、午後に時間を短縮して実習を行うことを計画した。初日の夜は、渡嘉敷島へ渡れることを想定し、現地で合流した吉田章教授に依頼し、沖縄の海で見られる魚やクマノミの見分け方など、スノーケリング実習に向けた講話を行った。

2) 半日海洋実習の実際

2日目の朝、フェリー運航が決定し、前日に計画した半日海洋実習を実施することとした。生徒はホテルから大きな荷物をトラックに乗せ、スノーケリングができる準備をして、フェリーに乗り込んだ。フェリー到着後、バスで直接渡嘉志久ビーチに向かった。バスは3クラスずつのピストン輸送になるため、134組、256組の順にバスで移動し、到着後青少年交流の家職員から2回に分けて海洋センター利用上の注意・説明を受けた。到着後すぐにバーベキューでの昼食準備に入った。青少年交流の家職員による潮の状況によりカヌー・カヤックはできないとの判断を受け、スノーケリング以外はすべてビーチ活動とした(表4)。ビーチ活動は修学旅行委員と有志の生徒が協力して、ビーチフラッグ、ビーチバレー、サンド造形でのクラス対抗戦を計画しており、全員参加で行った。

表4 実際の行動日程

時 間	生徒の活動		
10:00~11:40	フェリーで移動		
	134組	256組	
11:40~12:00	バスで移動	待機	
12:00~12:20	実習についてのオリエンテーション	バスで移動	
12:20~12:30	昼食 BBQ 開始	実習についてのオリエンテーション	
12:30~13:00	昼食片付け	昼食 BBQ	
	1・2組	3・4組	5・6組
13:00~14:00(A)	スノーケリング	ビーチ活動	ビーチ活動
14:10~15:10(B)	ビーチ活動	スノーケリング	
15:20~16:20(C)		ビーチ活動	スノーケリング
16:20~16:40	清掃(修学旅行委員)		
16:30~	バスで移動(20人乗りのバス数台でピストン輸送)		

3) スノーケリング

昼食後、16名のインストラクターと打ち合わせを行い、名簿の確認などを行った。実習は人数に合わせてバディ(2人組)を組むが、人数が奇数の班には教員が加わるよう

にし、可能な限り3名バディを避けるよう配置した。砂浜でマスクを付け、スノーケルクリアなどの再確認をしてから海に入った。天候は曇り、気温が23度、水温が25度のため、水中にいる方が温かく感じた。実習中、多くの生徒がウミガメを見ることができた。他にも、クマノミや小魚の群れ、甲イカなど多くの生物を観察することができ、大変充実した実習となった。一度に8つの班が海に入っていたが、エリアを拡大したことによって、重なることもなく、実際に海に入っている時間はおおむね40分ほど確保できた。心配していたウェットスーツの受け渡し等もスムーズで予定していた時間に余裕ができたほどであった。

5. 修学旅行に関するアンケートの結果と考察

修学旅行前と修学旅行後に沖縄修学旅行に関するアンケート調査を行った。

調査の内容は、沖縄に関する心理的距離、知識・興味の程度、沖縄修学旅行に期待すること／印象に残ったこと等についてであった。

これまでの沖縄への旅行経験を聞いたところ、生徒の56%が今回の修学旅行で沖縄に初めて行ったと回答した。沖縄に対する心理的距離についての質問では、「とても遠い」を5として、5段階で回答させた。旅行前に5または4(遠い・やや遠い)と答えた生徒は46%、1または2(近い・やや近い)と答えた生徒は23%であった。これに対し、旅行後は、5または4と答えた生徒は35%と減少、1または2と答えた生徒は40%と増加した。実際に沖縄に行ったことにより、心理的な距離は縮まったようである。

修学旅行の内容が成り立っている要素を聞く質問では、旅行前、旅行後ともに「体験要素」を大きな割合で上げている生徒が多かった。次いで「学習要素」、「交流要素」、「休養要素」となっており、ほとんどの生徒が「訓練要素」は無いと回答している。スノーケリングや目的別体験学習など、初めて体験することの多い修学旅行の特徴を捉えた結果であった。

沖縄の事柄に関する興味・関心について5段階で回答させた。旅行前「食べ物」に5または4(興味がある)と答えた生徒が最も多く、70%となった。次いで「自然」66%、「文化」52%、「生き物」52%、「歴史」51%となった。「スポーツ」と「産業」はそれぞれ22%となっており、沖縄のスポーツや産業にはあまり関心がないことが分かった。旅行後にもこの順位はそれほど大きく変わらなかったが、「歴史」に興味をもつ生徒が71%と大きく増加していた。旅行前に行われた社会科での学習や戦跡巡りなどの体験が、興味を高めることになったと考えられる。また、「生き物」も旅行後58%に増加していた。スノーケリングによって、海の生き物に関心を持った生徒が増えたことが期待できる結果であった。

「沖縄修学旅行に期待すること」と(表5)に関する質問では、旅行前に海やスノーケリングと回答した生徒は57%と最も多く、ついで目的別班行動28%、沖縄の文化15%となった。旅行後のアンケートで「印象に残ったこと」としては、58%が海やスノーケリング

実習を挙げており、修学旅行での多くの体験の中で、最も印象に残ったという結果であった。特に、スノーケリング中に観察したウミガメについて印象に残ったと回答する生徒も多く、スノーケリングでの感動体験が、修学旅行の良い思い出となったことが伺える。ついで、目的別班行動 24%、戦争に関すること 12%となった。戦争に関することは、ガマの見学や、ひめゆり学徒隊のお話を挙げる生徒が複数おり、戦跡の見学が最終日であったことが影響していると考えられる。

表5 修学旅行に期待すること／印象に残ったこと（複数回答可）

		事前		事後	
1	海洋実習・スノーケリング	117	57%	131	58%
2	目的別班行動	57	28%	55	24%
3	戦争関係	6	3%	27	12%
4	沖縄の文化	30	15%	6	3%
5	その他	0	0%	14	6%

6. まとめ

スノーケリングは、自然に親しみ気軽に楽しむことができ、年齢や性別を問わずできるスポーツであるため、生涯に渡って取り組みやすい。しかし、水上という特殊な環境で自然を相手にする以上、正しい知識と技術の習得が必須である。121 回生は 240 名全員にスノーケリングを体験させることにより、生涯にわたり安全にマリンスポーツに親しむ素養を身につけさせたいと考え、実習を計画・実施した。天候不良によるフェリー欠航により、スノーケリング実習が危ぶまれたが、ウミガメを見るというすばらしい体験にも恵まれ、無事に実施することができた。将来、スクーバダイビングなどのマリンスポーツに興味を持つきっかけとなる生徒もいるであろう。少しでも実習の成果を生徒が実感できてくれれば幸いである。

最後に、スノーケル実習に多大なるご尽力をいただきました吉田章先生を始めとし、多くの皆様にご協力いただいたお陰で無事成功できましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

参考文献

修学旅行におけるスノーケリングの取り組み－2005年度修学旅行の実践から－ 宮崎明世
筑波大学附属高校研究紀要第47巻

研究紀要 第53巻

平成24年(2012)2月9日 印刷

平成24年(2012)2月10日 発行

発行所 筑波大学附属高等学校
(代表 茂 呂 雄 二)
〒112-0012
東京都文京区大塚1-9-1
TEL 03-3941-7176

印刷所 株式会社 甲文堂
〒112-0012
東京都文京区大塚1-4-15-105
アトラスタワー茗荷谷
TEL 03-3947-0844

(非売品)